

1 直接死を最大限防く

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

●教育文化施設等の整備

事務事業名 (個別事業)	課名称	事務事業 コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値 (令和元 年度末)	令和2年 度目標値	令和3年 度目標値	最終目標 値(令和4 年度末)	施策分野
小中学校施設の 維持管理	教育総務 課	1007	小中学校の校地、校舎、屋内 運動場等施設の適切な管理 と、老朽化した施設の改善工 事や修繕を実施し、児童・生徒 が安全で安心して学ぶ環境を 整備する。	○校地及び施設の点検に基づき改善工事及び修繕等により 適切な対応を図る。 ○校地内の樹木の剪定、草刈業務等を委託する。 ○今後、学校施設個別施設計画に基づき、中長期的なト一 タルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、計画的な施 設整備を進める。	改善工事・ 修繕実施 校数	校	19	19	19	19	生涯学習
学校施設の老 朽化対応	教育総務 課	2240	平成28年6月に策定された我 孫子市公共施設等総合管理 計画及び令和2年3月に策定 した学校施設個別施設計画に より、老朽化が進む学校施設 の改修等を計画的に実施す る。	我孫子市の教育施策や基本方針を踏まえ、学校施設の中長 期的な維持管理等に係るト一タルコストの縮減及び予算の平 準化を図りつつ、学校施設に求められる機能や性能を考慮し ながら、老朽化が進む施設の計画的な改修等を進める。	長寿命化 改修設計 委託内容 検討校数	校	1	1	1	1	生涯学習
学校の環境衛 生事業	学校教育 課	1034	学校において、換気、採光、照 明及び保溫を適切に行い、清 潔を保つ等環境衛生の維持に 努め、必要に応じてその改善を 図る。	毎年時期を定めて、学校環境の実態を把握し、基準に示さ れた環境の維持と必要に応じ適切な改善を行うなどの事後 措置を講じる。 感染症・熱中症予防対策として消毒液や経口補水液等を配 布して対応を図る。 放射線量の測定を校庭5ヶ所の定点測定と、学校敷地内の 空間放射線量を測定・確認し、結果をホームページで公表す る。 児童生徒が安全に通学できるように必要に応じて通学路に関 係する機関と連携し点検を行う。 災害時に備え、各学校での防災態勢・防災教育を行う。	基準値内 校/全19校	%	53	100	100	100	生涯学習
学校給食施設 設備整備事業	学校教育 課	1819	学校給食の円滑な実施を図る ため給食施設設備の維持管 理を行なう。	給食施設設備の整備及び維持管理を行なう。 学校給食施設設備は、全体的に老朽化が進んでいるため、 必要性の高いところから計画的に修繕し、衛生状態の向上を 目指している。 給食施設整備方針の策定と方針に基づき整備を行う。	修繕・工事 を実施した 件数	%	100	100	100	100	生涯学習
施設管理事務	生涯学習 課	1184	市民が安全で利用しやすい、 誰からも親しまれる施設にす る。	生涯学習センターの建物、敷地の維持管理をする。定期的 な保守点検、修繕の実施。施設管理、施設運営、清掃業 務、警備業務の4業務を一括して総合管理運営業務委託し 円滑な管理運営を進める。 駐車場事業者を選定し、民間にて管理運営を行う。	予定保守 管理執行 率	%	100	100	100	100	生涯学習

湖北地区公民館の運営	生涯学習課	1185	指定管理者による創意工夫を発揮し、施設の利用者に質の高いサービスの提供及び管理費の縮減をすすめる。	○湖北地区公民館の管理運営を指定管理者により遂行 ○湖北地区公民館が閉館してから20年が経過し、施設設備等に老朽化が原因とする不具合が多数発生しているため、計画的に設備の更新や修繕を実施する。	1年間の延べ利用者数 人	161,478	175,000	175,000	175,000	生涯学習
体育施設管理運営事業	文化・スポーツ課	1143	市民が、安全に気持ちよく、市内運動施設を利用できるように管理運営を行う。	市内各運動施設等の管理運営を行う。各施設の設備点検、樹木等の管理	体育施設の延べ利用者数 人	74,980	100,000	100,000	100,000	生涯学習
体育施設維持補修(含む放射能対策)	文化・スポーツ課	1145	市民が安全で快適に活動できるような市内各体育施設の維持補修を適切に行う。	○各運動施設の維持補修・放射線量が基準値を超えた箇所が生じた場合は、対策を講じる ○五本松運動広場について、現在のスポーツ広場(クレー)、みどりの広場の、令和2年度以降の再整備に向けて、令和2年度は、運動広場の設計、施工、周辺施設(ふれあいキヤンプール)を含めた管理運営、維持管理の手法(PPPでの整備手法も含め)について検討を行う。	維持補修の進捗率 %	100	100	100	100	生涯学習
市民体育館維持補修	文化・スポーツ課	2059	安全で快適に市民体育館を利用できるように維持補修を行う。	市民体育館の維持補修を行う。	維持補修の進捗率 %	100	100	100	100	生涯学習
市民体育館改修事業	文化・スポーツ課	2085	老朽化している市民体育館施設を計画的に改修し安全で快適に利用できる環境を整備する。	市民体育館施設の計画的な改修を行う。 令和2年度は、屋根及び床面の大規模改修を行う。 ○工事監理委託(7月～2月) ○工事(7月～2月)	改修工事の進捗率 %	100	100	100	100	生涯学習
博物館施設設備の維持管理	鳥の博物館	1440	博物館施設を来館者が安全に恒久的に利用できるように、経年変化により劣化した施設設備を補修し機能を維持する。省エネに配慮した設備に転換していく。	経年劣化した建物各所及び故障箇所の修繕等	施設点検実施回数 回	101	102	101	101	生涯学習
図書館の整備	図書館	2236	各図書館、移動図書館の維持管理・運営形態について、我孫子市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、今後の老朽化を見据えて、修繕や買い替え等計画的に進め、運営方針の見直しをおこない、時代に合った図書館サービスを提供していく。	我孫子市公共施設等総合管理計画及び湖北台地区公共施設の整備方針の進捗状況を把握しつつ、市内全体の図書館利用動向をとらえた運営形態・維持管理を適正に計画する。	館内会議における進行管理報告と見直しの協議 回	3	3	3	3	生涯学習

● 公共建築物の耐震化等

事務事業名 (個別事業)	課名称	事務事業 コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値 (令和元 年度末)	令和2年 度目標値	令和3年 度目標値	最終目標 値(令和4 年度末)	施策分野
庁舎維持管理	施設管理 課	102	来庁者及び職員が庁舎を安全かつ快適に使用できる庁舎の環境整備を行う。	○庁舎の光熱水費の支払、建物の損害保険、庁舎内設備機器の保守点検管理、庁内の清掃及び警備、電話交換業務、庁舎の維持補修など庁舎全般の維持管理を行う。 ○来庁者、職員駐車場の確保及び管理。 ○庁舎維持消耗品(トイレットペーパー、蛍光灯等)購入など。 ○庁舎等にLED照明などを導入し省エネルギー化を行う。	保守管理の 執行率	%	100	100	100	100	防災・防 犯・危機 管理
市有建築物の 保全指導	施設管理 課	108	市有建築物の安全性を確保するとともに、予防保全や長寿命化にむけた必要な修繕工事を行い、施設機能の向上を図るとともに、維持管理コスト削減につなげていく。	○公共施設情報の一元管理 各施設のエネルギー情報、工事履歴情報、公共施設包括管理業務等で得た巡回点検や定期点検情報を公共施設保全台帳システムへ入力を行い、公共施設情報の一元管理を図る。 ○市有建築物の保全 公共施設保全計画を活用し、老朽化や経年劣化等の改善を計画的に指導し、施設の長寿命化などに努める。	施設台帳シ ステムの活 用	%	100	100	100	100	防災・防 犯・危機 管理
市有建築物の 工事監督	施設管理 課	109	市有建築物の工事監督に携わり、契約の適正な履行を確保する。	市有建築物の工事により、契約の適正な履行を確保する。	工事竣工 認定件数 (評定60点 以上)/全 工事件数	%	100	100	100	100	防災・防 犯・危機 管理
市有建築物の 設計指導	施設管理 課	110	建築物の機能、形態及び工事費等を設計段階で指導することにより、市有建築物として質の高い設計を完成させる。	市有建築物の設計段階に参加し、技術的なサポートや設計者への指導を行なうことにより、質の高い設計を完成させ、適切な工事費の算出を行う。	委託事項 適正完了 件数(工期 延長や指導 書交付が無 いもの)/全 設計件数	%	100	100	100	100	防災・防 犯・危機 管理
公共施設等包 括管理業務	施設管理 課	1954	所管ごとに縦割りで管理してきた公共施設を包括管理することにより経費の削減及び事務の効率化を図る。また、巡回サービシスによる点検結果や中短期計画書を活用し、効果的な予防保全を行い、施設機能の維持や利用者への安心安全で快適な利用につながるよう施設管理の適正化に努める。	公共施設の包括管理業務委託を行う。 業務内容は、次のとおり。 ○各施設の設備点検業務 ○巡回点検業務 ○中短期修繕計画作成 ○施設・設備の劣化状況等の施設保全台帳システムへの入力データ作成業務	包括管理 施設の保守 管理の執行 率	%	100	100	100	100	防災・防 犯・危機 管理

<p>資産経営課</p> <p>2099</p> <p>公共施設等について、老朽化や人口減少等による利用需要が変化していくことが想定されることから、公共施設等の全体的状況を把握し、長期的・戦略的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置等を進める。</p>	<p>公共施設等総合管理計画の調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な方針に沿った施設整備の調整 ・個別施設計画の策定支援 ・庁内職員研修会の開催 ・公共施設等総合管理計画の改定(令和3年度) 	<p>個別施設計画の策定数(令和2年度)</p> <p>件</p> <p>22</p> <p>31</p> <p>31</p> <p>31</p>	<p>公共施設等総合管理計画の改定の進捗率(令和3年度)</p> <p>%</p> <p>0</p> <p>20</p> <p>100</p> <p>100</p>	<p>防犯・防災・危機管理</p>
<p>市民プラザの施設運営</p> <p>175</p> <p>市民の文化の向上及び福祉の増進を図る場として施設を管理する。</p>	<p>市民の文化拠点及び交流拠点施設として、効果的な運営を図るため、指定管理者による管理運営を行う。</p> <p>令和2年度は、我孫子市民プラザの老朽化した空調設備の更新工事を行う。</p>	<p>我孫子ショッピングプラザの防災訓練への参加率</p> <p>%</p> <p>100</p> <p>100</p> <p>100</p>	<p>市民活動支援課</p>	<p>市民活動</p>
<p>市民・近隣センター等施設維持管理</p> <p>176</p> <p>既に整備されている近隣センター11館(我孫子北近隣センター1つし野館含む)及び市民センター1館の施設維持管理を行う。</p>	<p>我孫子市コミュニティ整備計画変更計画書等で整備された施設の利用者が安全・安心、快適に利用できるよう、各施設の耐用年数や運用実態を考慮し、維持管理を行う。また、施設利用者がやまらづくり協議会からの要望を全体最適となるよう整理検討し、これに対応する。</p>	<p>包括管理業務委託による保守点検の実施率</p> <p>%</p> <p>100</p> <p>100</p> <p>100</p>	<p>市民活動支援課</p>	<p>市民活動</p>
<p>根戸福祉センターの運営管理</p> <p>1390</p> <p>根戸福祉センター施設、設備の管理</p>	<p>根戸福祉センターの施設・設備の維持管理事務</p>	<p>根戸福祉センター施設・設備の管理達成率</p> <p>%</p> <p>100</p> <p>100</p> <p>100</p>	<p>健康づくり支援課</p>	<p>健康福祉</p>
<p>保健センターの運営</p> <p>1664</p> <p>健康づくり支援課</p>	<p>健康づくりの推進のため、市民に対し、健康相談、保健指導および健康診査その他、地域保健に関する必要な事業を行うことを目的に保健センターを開設する。</p>	<p>我孫子市保健センター保守管理の執行率</p> <p>%</p> <p>100</p> <p>100</p> <p>100</p>	<p>健康づくり支援課</p>	<p>健康福祉</p>

リスクマネジメント	あらかぎ園	442	施設サービス提供における様々なリスクをあらかじめ把握し、未然に防ぐ。また、万が一事故や災害が起きてしまった場合のための危機管理対策を講じる。	○リスク予防対策として「ひやり・はつと」報告の実施 ○リスク管理対策として事故発生時における対応のフローチャート作成 ○災害時における対応マニュアルの確認 ○防災訓練の実施・防災用消耗品の管理 ○消防設備の維持管理 ○苦情解決制度の実施 ○施設損害賠償責任保険に加入	100	100	100	100	100	100	健康福祉
あらかぎ園の維持管理	あらかぎ園	2194	市の生活介護事業所として利用者にとり社会生活や日常生活に必要な知識や態度・習慣の獲得をより効果的に支援するための施設としての維持管理をする。	効果的に支援また利用者にとってより良い環境のもと利用できるよう施設の改修修繕、設備の保守点検、清掃委託、草刈委託等を実施する。 令和2年度 本館屋上・外壁等改修工事設計 令和3年度 本館屋上・外壁等改修工事、食堂棟換気、空調設備工事 令和4年度 食堂棟屋上・外壁等改修工事設計、本館及び食堂棟老朽化に伴う設備工事設計(給水・排水、防災、電気、ガス)、本館換気・空調設備設計、本館トイレ等改修設計	100	100	100	100	100	100	健康福祉
障害者福祉センターの維持管理	障害者福祉センター	1556	市内の障害者の訓練施設として、効果的に訓練できるよう、施設の維持管理をする。	効果的に訓練ができるように施設の維持管理をするため、設備の保守点検、施設の改修等を行う。また、給食調理業務委託、清掃業務委託、草刈・樹木管理業務委託等を実施する。	100	100	100	100	100	100	健康福祉
老人福祉センターの運営	高齢者支援課	496	高齢者が主に利用する施設であり、情報交換、健康の増進を目的に家に閉じこもりがちな高齢者の利用促進を図る。	○老人福祉センターに指定管理者制度(施設管理・運営業者を公募により選定する制度)を導入している。 ○指定管理者による民間事業者のノウハウを活用して質の高いサービスを提供する。また、経費の削減を図る。 ○経年劣化した施設の更新及び修繕を実施し、施設の長寿命化を図る。	246	290	300	300	300	300	健康福祉
こども発達センター施設の維持管理	こども発達センター	1914	早期療育の拠点であるこども発達センターの施設を利用する、子どもとその保護者等の利用者が安全・安心に利用出来るよう施設の維持管理・運営を行う。	こども発達センターの施設利用者が安全・安心、かつ、効果良く利用できるよう施設の維持管理・運営を行う。	100	100	100	100	100	100	健康福祉

親水広場の運営	手賀沼の環境保全啓発を主目的に、その役割を補充・向上するための機能を付け加え、市内外の交流人口の拡大や地域活性化に寄与すること。	2127						35	35	35	35	35	環境	
施設維持管理業務	手賀沼の環境保全啓発を主目的に、その役割を補充・向上するための機能を付け加え、市内外の交流人口の拡大や地域活性化に寄与すること。	2127						35	35	35	35	35	環境	
親水広場の巡回業務、受付業務(土日祝祭日)プラネタリウム投影業務、維持管理業務、清掃業務等について施設管理運営業務を一括委託して実施する。 ○提案型公共サービス民営化事業の提案に基づきプラネタリウムのデジタル化と施設の管理運営委託を一本化する。 ○水環境保全啓発に関する展示の充実を図り、環境情報の発信の場としていく。 ○親水広場を活用しての様々な環境学習事業の充実を図る。 ○多目的広場で様々なイベントが行えるよう整備方法や運用等について検討する。 ○改修されたじゃぶじゃぶ池に子ども達や保護者の来場を促すことで、さらなる地域の賑わいを造り出す。								施設の維持・管理点検回数	回					
施設維持管理業務	○親水広場の巡回業務、受付業務(土日祝祭日)プラネタリウム投影業務、維持管理業務、清掃業務等について施設管理運営業務を一括委託して実施する。 ○提案型公共サービス民営化事業の提案に基づきプラネタリウムのデジタル化と施設の管理運営委託を一本化する。 ○水環境保全啓発に関する展示の充実を図り、環境情報の発信の場としていく。 ○親水広場を活用しての様々な環境学習事業の充実を図る。 ○多目的広場で様々なイベントが行えるよう整備方法や運用等について検討する。 ○改修されたじゃぶじゃぶ池に子ども達や保護者の来場を促すことで、さらなる地域の賑わいを造り出す。							施設の維持・管理点検回数	回					
駅施設維持管理業務	JR各駅構外のエレベーター・エスカレーターや自由通路の安全性や快適性を高めるため、効果的な維持管理を行う。	703						対応箇所数	箇所	5	5	5	都市基盤	
駅施設維持管理業務	JR各駅構外のエレベーター・エスカレーターや自由通路の安全性や快適性を高めるため、効果的な維持管理を行う。	703						対応箇所数	箇所	5	5	5	都市基盤	
駅構内バリアフリー施設等の整備・支援	JR東日本が実施する駅構内のバリアフリー化・安全対策を支援することで、駅を利用する多くの市民の利便性向上及び安全に繋がる。	716						当該年度進捗率	%	0	25	50	75	都市基盤
駅構内バリアフリー施設等の整備・支援	JR東日本が実施する駅構内のバリアフリー化・安全対策を支援することで、駅を利用する多くの市民の利便性向上及び安全に繋がる。	716						当該年度進捗率	%	0	25	50	75	都市基盤
市営住宅維持管理業務	入居者が快適で安心して暮らせる住環境を整備する。	848						給水設備等点検、樹木剪定等、土地賃貸借契約の締結件数	件	25	25	25	25	都市基盤
市営住宅維持管理業務	入居者が快適で安心して暮らせる住環境を整備する。	848						給水設備等点検、樹木剪定等、土地賃貸借契約の締結件数	件	25	25	25	25	都市基盤

庁舎維持管理	経営課	887	水道法第2条を遵守する。水道は、広く一般の人が飲むものであり、健康に悪影響を及ぼしたり不快にさせたりする事のないようにするため、浄水場の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用をおこなうために維持管理を行う。職場環境を充実させ、利用者の安全を確保する。	水道局庁舎の維持管理を行う。清掃委託・管理業務委託・警備業務委託・空気環境測定業務委託・構内電話設備保守・エレベーター保守・冷暖房機保守・浄化槽保守・浄化槽汚泥引抜・自動ドア保守・直結給水ブースターポンプ保守・NHK放送受信料・燃料費・庁舎消耗費・庁舎修繕費	実施件数 /管理保 守の予定件 数	%	100	100	100	100	都市基盤
杉村楚人冠邸 の保存と活用	文化・ス ポーツ課	1138	「我孫子の大正・昭和文化遺産」の中核となる施設として、杉村楚人冠邸の魅力を高め、周辺の文化ポイントと連携させて、多くの人にその価値を感じてもらえるようにする。	文化財としての維持管理するとともに、杉村家資料を活用した企画展示、講演会などを実施し、多くの人々に杉村楚人冠の歴史的意義を認知してもらえよう広報宣伝していく。	年間入場 者数	人	2,612	4,000	4,100	4,200	生涯学習
白樺文学館の 運営	文化・ス ポーツ課	1139	我孫子の歴史の上で大きな位置を占める、いわゆる白樺派の文人たちの理念と業績を広く理解してもらおう。	○事業内容は、従前の事業を基本的に継承し、所蔵品の展示・閲覧・調査研究、我孫子に関わる白樺派文人たちの活動の調査及び講演会等での普及活動を行う。また、隣接する、志賀直哉邸跡の復元書斎の活用を行う。 ○地域の文化財との連携を図り、拠点施設として活用する。 ○施設設備の更新を図り、展示スペース等の拡充を行うため、再整備を実施する。 ○白樺派や民藝などの資料を収集・研究し、広く市民に公開する。そのため博物館等の関係機関と連携して文字館としての魅力を向上する。 ○「我孫子市文化財保存活用地域計画」に位置付け、「我孫子の大正・昭和文化遺産」の中核施設としてリニューアルをはかっていく。	年間入場 者数	人	4,703	5,100	5,200	5,300	生涯学習
文化財施設の 管理・活用	文化・ス ポーツ課	1521	「我孫子の大正・昭和文化遺産」を構成する旧村川別荘の魅力を高め、周辺の文化ポイントと連携させて、多くの人にその価値を感じてもらえるようにする。	○史跡・文化財の活用を図るため、旧村川別荘をはじめとする文化財施設の適切な管理と効果的なソフト展開を進める。 ○旧村川別荘でのボランティアガイドの展開やイベントの実施、湖北郷土資料室の展示やその背景となる文化財整理室での文化財の整理作業などを実施する。	年間来場 者数(旧村 川別荘)	人	3,351	4,900	5,000	5,100	生涯学習

旧井上家住宅の保存と活用	文化・スポーツ課	1839	旧井上家住宅(9棟)は、手賀沼干拓の歴史と江戸時代の名主邸の面影を残す貴重な建造物であり、現状維持管理を続けるから、旧井上家住宅邸内の基本・実施設計を定めて今後24年の保存・活用を図る。(平成24年12月28日市の指定文化財に指定)	旧井上家住宅(旧井上家住宅)の保存整備工事実施設計 令和3・4年度…母屋保存整備工事	%	70	100	20	40	生涯学習
--------------	----------	------	--	---	---	----	-----	----	----	------

●民間建築物の耐震化等

事業名(個別事業)	課名称	事務事業コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値(令和元年度末)	令和2年度目標値	令和3年度目標値	最終目標値(令和4年度末)	施策分野
空家対策事業	市民安全課	2090	空家等の所有者に対し、空家等の適切な管理のために助言及び指導等を行い、市民の良好な生活環境を確保する。	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、適切に管理されない空家等の対策に取り組む。 ○特別措置法に基づく特定空家等の調査、助言及び指導等 ○空家管理台帳の整備 ○現地確認(応急措置含む) 定期的なパトロールの実施、情報提供による現地調査 ○所有者把握及び通知 ○空家等の所有者等に対し、適切な管理を行うよう依頼文書を送付する。 ○空家等対策協議会の運営	空家等の改善数	件	100	50	65	75	防災・防犯・危機管理
私立幼稚園の運営支援	保育課	592	私立幼稚園の運営支援として各種補助金を交付する。	1. 私立幼稚園等補助金は、幼児教育の振興及び充実に資するため、学校教育法に基づき学校法人が設置した市内の私立幼稚園及び我孫子市私立幼稚園協会に対し、心身障害児指導費補助、預かり保育補助等を交付する。 2. 施設型給付費は、子育て支援法第27条の規定により、特定教育・保育施設である学校法人が設置することも園や幼稚園に対し施設型給付費を支給する。 3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金は、学校法人が設置する特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園事業者)における健全な運営を図るため、補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	私立幼稚園等補助金、施設型給付費、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金の交付率(適正に交付した金額/申請金額)	%	100	100	100	100	健康福祉

私立保育園等施設整備への補助	保育課	1935	平成27年度からスタートした子ども・子育て新制度に対応するため、市民ニーズ調査の結果を踏まえ、就労意向の潜在ニーズを含めた需要量に対する保育園及び小規模保育事業整備等を実施し、今後も待機児童ゼロを堅持する。	1	0	1	1	1	健康福祉
屋外広告物の許可申請事務	都市計画課	780	屋外広告物の表示または設置について、屋外広告物法や千葉県屋外広告物条例等に基づき審査・許可等を行い、良好な景観の形成と風致の維持ならびに公衆に対する危害の防止を図る。	違反広告物の簡易除却件数	1,331	1200	1100	1000	都市基盤
住宅・不動産相談及び住宅情報提供業務	建築住宅課	854	市民の住まいに関わる相談事項について、専門家による相談窓口を設けることで、住まいに関する不安を解消し、未然にトラブルを防止する。また、ホームページ等で住まいに関する情報を提供する。	住宅・不動産相談者数 空き家バンク登録件数	30	46	46	46	都市基盤
耐震診断及び耐震改修に関する補助業務	建築住宅課	857	木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事並びに分譲マンションの耐震診断に要する費用の一部を助成することで、耐震化の促進を図り、地震による倒壊等の被害から市民の生命、財産を守る。	処理率(当該年度補助申請件数/当該年度補助件数)	59	100	100	100	防災・防犯・危機管理

住宅リフォーム補助事業	建築住宅課	1858	住宅産業に関わる市内の小規模・零細事業者の受注促進、また「市外からの移住」や「市東部の人口増加」を含めた市民の定住促進を図っていく。	市内事業者を利用して居住持家のリフォーム工事を行った場合に対し、工事費の一部を補助する。 なお、人口増加に寄与する次の3パターンに該当する場合は、補助率、補助限度額を引き上げる。 ①二世帯住宅に改修する場合 ②市内の借家等に居住する市民が転居を目的に市東部(湖北、新木、布佐地区)の中古住宅を購入し、リフォームする場合 ③市外在住者が市内への移住を目的に市内の中古住宅を購入し、リフォームする場合 又、子育て(15歳以下の子どもいる等)及び単身者(49歳以下)の世帯には、補助限度額の割増を行う。 (その他) 住宅ローン・フラット35(子育て支援型・地域活性化型)を併用した場合、「利用対象証明書」の交付を行う。	補助金の申請件数	202	224	180	180	都市基盤
建築物の防災に関する業務	建築住宅課	1875	建築基準法に基づき特定の建築物を資格を有する者に定期的に調査又は検査し報告させることで、建築物の損傷や劣化などに起因する災害を未然に防止する。	定期報告提出率(対象報告件数(年度対象外を除く)/対象件数) (令和元年度)	%	40	60	60	60	防災・防犯・危機管理

●自治会集会所の整備

事務事業名 (個別事業)	課名称	事務事業コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値 (令和元年度末)	令和2年度目標値	令和3年度目標値	最終目標値 (令和4年度末)	施策分野
自治会集会所整備事業等補助金の交付	市民活動支援課	180	地域の活動や交流を促進し、身近な活動拠点を整備するため、自治会集会所施設の修繕や整備に対し支援する。	自治会集会所整備事業等補助金交付要綱に基づき、自治会から申請された集会所施設の新設、増築若しくは修繕又は集会所施設を設置するための借家若しくは集会所用地を確保するための借地に対し補助金を交付する。 【補助内容】(次の金額を上限とし、補助対象経費の10分の7を補助する) ○新築事業15,000千円 ○増改築事業5,000千円 ○修繕事業2,000千円 ○借家事業100千円/月 ○借地事業200千円/月 *制度見直しあり。	補助金申請の交付率	%	100	100	100	100	市民活動

●擁壁・ブロック塀等の安全対策

事務事業名 (個別事業)	課名称	事務事業 コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値 (令和元 年度末)	令和2年 度目標値	令和3年 度目標値	最終目標 値(令和4 年度末)	施策分野
建築に関する 指導および審 査業務	建築住宅 課	829	適正な土地利用を実現するた め、建築基準法や条例等の基 準に基づき、適正な規制・誘 導を進める。	○建築基準法第6条に規定する建築確認および第7条に規 定する現場検査業務 ○建築に関する適正な指導や相談業務 ○建築行為に関する留意事項に基づく指導業務 ○既存不適格建築物台帳の整備業務 ○住宅支援機構法による審査および検査業務 ○浄化槽法に基づく指導および設置届の受理業務	確認及び検 査の処理率	%	100	100	100	100	都市基盤
住宅リフォーム 補助事業	建築住宅 課	1858	住宅産業に関わる市内の小規 模・零細事業者の受注促進、 また「市外からの移住」や「市 東部の人口増加」を含めた市 民の定住促進を図っていく。	市内事業者を利用して居住持家のリフォーム工事を行った場 合に対し、工事費の一部を補助する。 なお、人口増加に寄与する次の3パターンに該当する場合 は、補助率、補助限度額を引き上げる。 ①二世帯住宅に改修する場合 ②市内の借家等に居住する市民が転居を目的に市東部(湖 北、新木、布佐地区)の中古住宅を購入し、リフォームする場 合 ③市外在住者が市内への移住を目的に市内の中古住宅を 購入し、リフォームする場合 ④子育て(15歳以下の子どももいる等)及び単身者(49歳以 下)の世帯には、補助限度額の割増を行う。 (その他) 住宅ローン・フラット35(子育て支援型・地域活性化型)を併用し た場合、「利用対象証明書」の交付を行う。	補助金の申 請件数	件	202	224	180	180	都市基盤

●災害に強い市街地の形成

事務事業名 (個別事業)	課名称	事務事業 コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値 (令和元 年度末)	令和2年 度目標値	令和3年 度目標値	最終目標 値(令和4 年度末)	施策分野
区域区分等に 関する都市計 画の見直し	都市計画 課	701	千葉県が行う区域区分(線引 き)・区域マスタープラン見直し する際には、市の基本構想や 都市計画マスタープランと整 合・調整を図りながら、区域マ スタープランに定める基本理念 や都市計画の方針等を見直し とともに、区域区分をはじめとし た全体の都市計画等の見直し を行う。	千葉県が行う区域区分(線引き)・区域マスタープラン見直し のスケジュールに合わせて、県との調整、原案の作成・申出、 住民対応、都市計画審議会の開催等を行う。また、都市計 画法第6条に規定するおおむね5年毎の都市計画基礎調査 を千葉県と調整しながら行う。	都市計画 基礎調査の 進捗率	%	—	—	100	—	都市基盤

地区計画の推進	都市計画課	768	地区の特性に応じた良好な住環境を形成するため、また、新たな都市の発展を担う都市的土地利用を図るため、地区計画制度を活用してまちづくりを推進する。	○良好な住環境の形成や、産業の振興など新たな都市の発展を担う都市的土地利用を図るため、地区計画制度の活用を検討し、適切な地区計画を定める。 ○地区計画区域内では、建築等の行為について地区計画の届出を受理し、地区計画に適合するよう適切な助言・指導を行う。 ○地区計画のルールが住民や地権者、事業者へ正しく周知されるようPRに努め、必要に応じて運用基準書の見直しを行う。	件	48	70	70	70	都市基盤
都市計画に関する情報の管理・提供	都市計画課	769	適正な土地利用の誘導をするため、都市計画に関する情報を適切に管理し、市民や事業者等に情報提供する。	地形の変更や都市計画の決定・変更に伴い、都市計画図や生産線地標識等を修正・更新するなどして、都市計画に関する情報を適切に管理する。また、市民や事業者に対して、都市計画法第3条第3項に基づき、窓口対応、都市計画図等の販売、各種証明書の発行、HPや広報などにより、都市計画に関する情報の提供を行う。	件	8,381	8500	8500	8500	都市基盤
都市計画に関する総合調整	都市計画課	770	各課が進めている土地利用や都市基盤整備等の事業や計画について、都市計画の観点から意見を述べ調整を図りながら、市の特性を踏まえた良好なまちづくりの実現を図る。	○市内各課が土地利用を伴うまちづくりを進めるにあたっては、各種の法規制やまちづくりの方向性等との観点でさまざまな関係課と関わり合うこととなる。都市計画課は都市計画法に基づき秩序ある土地利用を計画的に推進していることから、そうした視点での意見を求められる機会が多い。法による土地利用の規制誘導だけでなく、本市の特性を踏まえた総合的な観点から調整を行う。 ○現在の都市計画マスタープランは平成24年度に改訂し、計画期間が令和3年度までとなっている。この間の社会情勢や土地利用動向等、本市を取り巻く状況の変化を踏まえ、都市計画マスタープランの見直しを行う。 ○「千葉東葛間広域幹線道路建設促進期成同盟会」の構成団体として、調査研究・勉強会へ参加する。	%	100	100	100	100	都市基盤
都市計画の見直し(決定・変更)事務	都市計画課	771	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する都市計画の案について、千葉県等と協議・調整を図りながら、都市計画の決定・変更の案を策定し、都市計画審議会を開催するなどして、都市計画の決定・変更を行う。	都市計画の決定・変更にあたっては、千葉県等と協議・調整を図りながら、都市計画審議会での諮問・答申を得たうえで、都市計画の決定・変更を行う。 都市計画に関する各種調査を通して、基礎データの収集・分析を行う。	%	100	100	100	100	都市基盤

都市計画施設に関する建築規制	都市計画課	773	都市計画施設等の区域内における建築について、都市計画事業の円滑な施行を図るため、都市計画法第53条に基づく規制を行う。また、緑地を保全するとともに、都市計画施設の用地を確保するため、生産緑地法第8条に基づき、生産緑地地区内の建築規制を行う。	○都市計画法第53条に基づく建築許可事務 ○「都市計画施設等の区域内における建築の許可等に関する規則」の見直し検討 ○生産緑地法第8条に基づく行為に関する許可事務	件のあつた都市計画法第53条に関する申告書、都市計画法第53条の許可書、53条に関する証明書の審査件数	20	10	10	10	都市基盤
----------------	-------	-----	--	---	---	----	----	----	----	------

● 自主防災活動の促進

事務事業名 (個別事業)	課名称	事務事業コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値 (令和元年度末)	令和2年度目標値	令和3年度目標値	最終目標値 (令和4年度末)	施策分野
自主防災組織育成事業	市民安全課	330	自主防災組織の新規結成の推進拡充と、災害時における自助、共助の意識を高め、地域住民の連携で避難、救護、救助、初期消火などか行える地域の地域防災体制をつくり、被害の軽減、応急復旧や生活支援の円滑化を図る。 また、「防災士及び災害救援ボランティア育成事業」と連携して進める。	自主防災組織未結成の自治会に対して、文書による結成依頼及び自主防災組織連絡協議会の会議等を通して結成に伴う手続きや重要性などの説明を行い、結成を呼び掛ける。なお、「我孫子市自主防災組織整備事業着器材及び助成金交付要綱」に基づき、新規結成した自主防災組織には50万円相当の防災資器材を交付し、設立から25年以上が経過し、かつ直近の3箇年において継続して防災訓練を実施している自主防災組織には30万円を限度に資器材を交付する。また、資器材保管倉庫用地借上げ経費に対し19,440円以内を助成する。 また「防災士及び災害救援ボランティア育成事業」として、地域の自主防災活動への支援や防災リーダー・ボランティアを育成のため、防災士に対しては40千円、災害救援ボランティアに対しては9,2千円を上限として助成を行う。	自主防災組織数	組織	135	136	137	138	防災・防犯・危機管理

● 常備消防の強化

事務事業名 (個別事業)	課名称	事務事業コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値 (令和元年度末)	令和2年度目標値	令和3年度目標値	最終目標値 (令和4年度末)	施策分野
外郭団体等事務運営	消防本部総務課	913	先進都市の消防業務を学び消防体制の充実強化に努めるとともに消防の地域的団結、地方消防の強化を図る。	消防の情報交換して長補短するとともに、消防制度、知識・技術、活動能力の総合的研究を行い、防火防災思想の普及広報に関する事業を行う。	消防関連団体事業への参加率	%	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理

消防車両等の維持管理	消防本部 総務課	927	市民の生命、身体、財産を災害から守るため、消防活動を円滑に行う消防車両等を整備維持管理し消防体制の万全を図る。	重複多様化する災害等に対応するため操作性、安全性、機能性を具備した消防車両等の総合管理及び整備を実施する。 令和2年度は、配備車両の維持管理を図るとともに、消防本部車両更新計画に基づき、西消防署に配置されている西水槽1号車を更新整備する。	100	100	100	100	100	%	消防車両等の整備の実施率	100	100	100	100	消防・防犯・危機管理
消防施設等整備事業	消防本部 総務課	1909	湖北分署は、市の中央部に位置するため、災害防活動の拠点として位置付けし、防災活動にも総合的に対応できる、消防庁舎等の施設を整備する。	○当庁舎施設の整備に係る用地等を調査し購入する。 ○防災活動の拠点として、各種災害に対応できる高い耐震性と安全性を有する庁舎等の施設を整備する。 ○庁舎等の整備に併せ、各種情報システム等を整備する。 ○都市型災害等に対応できる消火訓練、救助訓練等が行え、市民が防災に対する必要性、重要性及び災害時の行動等の学習もできる総合訓練施設を整備する。 ○消防施設等訓練施設の整備に合わせ、付け替え道路及び周辺道路の整備について関係課と協議を進める。	100	100	100	100	100	%	整備計画スケジュールに対する進捗率	100	100	100	消防・防犯・危機管理	
消防隊員の資格取得	警防課	1675	災害活動に従事する消防隊員の資質の向上を図る。	消防隊員の活動に不可欠な資格について取得を進め、消防活動に対する体制の強化を図る。	73	75	80	95	%	資格取得率(取得者/必要者)	73	75	80	消防・防犯・危機管理		
千葉北西部10市消防通信指令業務の共同運用	警防課	2237	災害の態様は複雑で大規模化している。又、災害現場での消防活動も多様化しており、災害に対しより迅速かつ的確に対応できる広域的な災害活動を可能とするため、千葉北西部10市により消防緊急通信指令センターを共同整備し、共同運用する。	平成28年8月1日に松戸市ほか9市消防指令事務協議会が設置され、ちば北西部消防指令センター運用開始に向けた準備を進めています。 平成31年4月には共同部分の整備が開始され、指令管制システムの入札が実施されました。 また、定期的に各作業部会を開催し運用開始に向けた詳細についての検討を実施しています。 令和2年度は、令和3年2月に運用開始となる千葉北部消防指令センターの指令管理システムの個別部分の整備を行う。	75	100	100	100	100	%	10市の共同指令センター整備計画に基づく当該年度の進捗率	75	100	100	消防・防犯・危機管理	
柏市・我孫子市消防通信指令業務の共同運用	警防課	2238	災害の態様は複雑で大規模化している。又、災害現場での消防活動も多様化しており災害に対し、より迅速かつ的確に対応できる体制を確保するため、両市において消防通信指令業務の共同運用を実施する。	柏市及び我孫子市における複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービス高度化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理及び執行することを目的とする。 今後の事業予定 ○令和3年度 施設等の解体及び処分 ○令和4年度 協議会の解散	100	100	-	-	%	正確な災害情報の収集	100	100	-	消防・防犯・危機管理		

消防・救急無線 (デジタル化)広 域化及び共同 化整備事業	2239	消防課	消防・救急無線施設は各消防本部が単独で整備し運用することが原則とされたが、大規模災害など広域的な活動が求められたことから、県域を1ブロックとして、千葉市内の全消防本部共有で整備をし、平成25年4月1日から運用開始した消防救急無線設備は、消防・救急活動を支援する必要かつ重要なものであり、常に完全に状態に維持する。	消防・救急無線の高度化、消防救急活動において傷病者情報等の伝送を行う等、個人情報保護の観点から、より秘匿性を向上させた通信の必要性、及び現アナログ無線方式の使用期限を平成28年5月31日までとする電波法関係審査基準の改正により、デジタル無線方式に移行されたことから「千葉県消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務共同運用推進整備計画」に基づき、平成20年度から千葉県及び県内31消防本部での共同整備計画が進められ、各消防本部が整備する車載無線等の移動局を含めた全体整備が完了し平成25年4月1日から運用を開始した。	要な消防救急無線設備を常に万全の状態に維持する。	消防救急デジタル無線の保守整備	%	100	100	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理
救急・救助業務	967	西消防署	複雑多様化する災害に対応するため、救急救助体制の充実を図り、災害出動時に的確に対応する。	○管内の住宅環境、道路事情を把握し、現場到着までの時間短縮を図り災害による被害を最小限に抑える。 ○我孫子市警防要綱に基づき各種訓練の実施、救急救助技術の習得及び向上を図る。 ○警防計画の見直し、及び更新。 ○救急講習、自衛消防訓練等で救急車の適正利用を広報する。	○管内の住宅環境、道路事情を把握し、現場到着までの時間短縮を図り災害による被害を最小限に抑える。 ○我孫子市警防要綱に基づき各種訓練の実施、救急救助技術の習得及び向上を図る。 ○警防計画の見直し、更新。 ○救急講習、自衛消防訓練等で救急車の適正利用を広報する。	入電から現場到着時間8.5分以内の割合	%	62	100	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理
通信業務	968	西消防署	災害発生時、出動隊へ支援情報を円滑に提供することにより活動内容の充実を図る。	災害発生時、通信員が災害出動隊に対し、災害対応事前計画、住基情報、要援護者情報、水利情報等を無線を使用し迅速に提供することにより、災害出動隊の活動内容の充実を図り、災害を防止し、被害の軽減を図る。		災害件数に対する、通信員の円滑な情報提供件数	%	100	100	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理
消防機械器具の維持管理	1648	西消防署	装備品の不良を防ぎ、災害等での使用時に万全の装備体制で臨むことにより市民の安全な暮らしの実現に寄与する。	資機材等の点検及び、維持管理を継続的に実施し、災害現場での消防活動体制の確保を図る。		適正管理率(修繕等実施件数/修繕等必要件数)	%	100	100	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理
災害出動	1660	西消防署	市民を各種災害から保護するとともに、災害による被害を最小限に防止し市民生活の安全安心を確保する。	○管内の住宅環境や水利状況、道路事情を把握し、現場到着までの時間短縮を図り災害による被害を最小限に抑える。 ○我孫子市警防要綱に基づき各種訓練の実施、警防技術の習得及び向上を図る。 ○警防計画の見直し、及び更新。		8.5分以内での現場到着率(災害現場まで8.5分以内に到着した件数/災害件数)	%	86	100	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理
救急・救助業務	973	東消防署	複雑多様化する災害に対応するため、救急救助体制の充実を図り、災害出動時適切に対応する。	○管内の住宅環境、道路事情を把握し、現場到着までの時間短縮を図り災害による被害を最小限に抑える。 ○我孫子市警防要綱に基づき各種訓練の実施、救急救助技術の習得及び向上を図る。 ○警防計画の見直し、更新。 ○救急講習、自衛消防訓練等で救急車の適正利用を広報する。		入電から現場到着時間8.5分以内の割合	%	62	100	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理

●消防団の強化

事業事業名 (個別事業)	課名称	事務事業 コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値 (令和元 年度末)	令和2年 度目標値	令和3年 目標値	最終目標 値(令和4 年度末)	施策分野
消防団員の訓練	警防課	958	消防団員が火災等の災害に対し即座に対応することのできる知識と技術を身につけ、災害活動における安全管理及び有効な防衛に結びつけること。	組織の統制を図るための規律訓練、火災等に対する防御訓練、災害全般にわたる安全管理、機械器具の取扱いに対する知識及び技術の習得を行なうための消防団員の訓練を支援する。	訓練参加 率(参加団 員数/想定 参加団員 数)	%	90	95	97	100	防災・防 犯・危機 管理
消防団車両等の維持管理事務	警防課	960	火災等の災害に対応するため、消防団車両の維持管理を行う。	緊急出動に備え車両を常に万全の状態とするため、法令に基づき6ヶ月、12ヶ月、24ヶ月点検を実施する。 また、消防団車両年更新計画に基づいた車両更新を行い災害対応に万全を期する。	車両整備 率(21台) (実施件数 /必要件 数)	%	100	100	100	100	防災・防 犯・危機 管理
消防団の広域的な連携	警防課	1672	公益財団法人千葉県消防協会及び東葛飾支部における他市消防団との広域的な連携を図る。	公益財団法人千葉県消防協会及び東葛飾支部における行事や会議等に出席し、消防団入団促進施策や機能別分団(団員)の導入施策、協力事業所表示制度、女性消防団員の入団促進等の各市消防団共通の課題や取り組みについて、意見交換や検討を行なう。	協会及び 支部関連 行事への出 席率	%	100	100	100	100	防災・防 犯・危機 管理
消防団員の入団促進	警防課	1674	消防団員の入団確保をすることにより、市防災体制の一翼を担う消防団の組織強化と市民の安全と安心な暮らしの実現に寄与する。	自治会や行事等における消防団員の入団促進PR及び防災関係各課、市内大学等との連携を図りながら、消防団員の入団促進を進める。 全国的に減少傾向にある消防団員の確保のため、少年消防団等消防団員の入団促進・組織活性化に繋がる手法について検討する。	団員充足 率	%	85	90	91	92	防災・防 犯・危機 管理
消防団の装備の充実	警防課	2117	平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、地方公共団体は必要な措置を講じることが義務付けられた。これを踏まえ、この法律の趣旨に基づき施策の着実な展開を図り消防団装備の充実強化を図る。	消防団充実強化法が成立し消防団装備の基準が抜本的に見直されたことにより、消防団の加入促進、処遇改善事業と合わせ、国・県において講じられている財源を積極的に活用して消防団装備の充実強化を行う。 なお、装備の基準において整備することが求められている装備のうち、特に必要と認められる未配備の装備から実施し、整備済み物品においても貸与規則等に基づく老朽更新を図る。	配備率	%	90	100	100	100	防災・防 犯・危機 管理
団行事	西消防署	965	各種訓練、演習等を通し消防資器材の操作の確実性、迅速性および、消防団員を諸制式に熟練させ、その部隊行動を確実軽快にし、厳正な規律を身に付けさせ、諸般の要求に適応する為の基礎を作る。	地域防災力の強化・充実のため、地域防災活動の中核となる消防団員の消防活動に対する教育訓練等を積極的に支援するとともに、各種訓練を通じ消防団と消防署の連携を強化する。	団行事の開 催回数	回	7	7	7	7	防災・防 犯・危機 管理

消防同意事務	予防課	933	消防法に基づき建築物の防火安全性を確保し、火災発生による人的、物的被害を未然に防ぎ、被害の軽減を図る。	火災予防のために、人命危険や火災発生危険が高い建築物の立入検査を重点的に実施するとともに、関係者への消防法令順守の徹底及び違反の是正指導を行い、市民の安全安心の確保を図る。	火災予防のため消防法第4条、第16条の5に規定する立入検査を実施する。なお、約2200件ある防火対象物のうち、収容人員が300人以上の大規模なもの、又は病院や社会福祉施設など避難困難者が入所するもの、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備・自動火災報知設備など重大な消防設備が未設置のもの、防火管理者未選任や消防用設備点検の未実施など防火管理が不十分なものについては、人命危険や火災発生危険が高いものと捉え、重点的に実施していく。また約70件ある危険物施設は3年間ですべての施設に立入検査を行う。立入検査指図書等の補完として、防火管理講習会を年間6回市内で開催して資格取得の機会を増やす。職員教育として、違反是正に関する研修や消防法改正に伴う説明会には積極的に参加し最新の情報、知識の習得を図る。	適正指導 確認率二 消防同意 件数/建築 物許可等の 消防同意 受付件数	%	100	100	100	100	100	100	100	防火・防 犯・危機 管理
立入検査・消防 用設備等の点 検指導	予防課	935			火災予防のため消防法第4条、第16条の5に規定する立入検査を実施する。なお、約2200件ある防火対象物のうち、収容人員が300人以上の大規模なもの、又は病院や社会福祉施設など避難困難者が入所するもの、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備・自動火災報知設備など重大な消防設備が未設置のもの、防火管理者未選任や消防用設備点検の未実施など防火管理が不十分なものについては、人命危険や火災発生危険が高いものと捉え、重点的に実施していく。また約70件ある危険物施設は3年間ですべての施設に立入検査を行う。立入検査指図書等の補完として、防火管理講習会を年間6回市内で開催して資格取得の機会を増やす。職員教育として、違反是正に関する研修や消防法改正に伴う説明会には積極的に参加し最新の情報、知識の習得を図る。	現況値(点 検報告率) 二点検報 告済防火 対象物数/ 点検を要す る防火対象 物数	%	49	55	60	65	65	65	防火・防 犯・危機 管理	
防災協会の指 導育成	予防課	937	危険物施設及び防火対象物の企業、事業者が災害予防上必要な知識技術を学び、事業所の安全管理の徹底と意識の高揚を図る。また消防イベントに協力し、火災予防啓発活動を通して市民の防火防災意識の向上を図る。	平成10年に我孫子市防火協会と我孫子市危険物安全協会が合併し、災害予防に必要な知識技術の研修を行い防火啓発の普及宣伝を図り地域の振興発展と福祉増進に寄与している団体の事務取り扱いをし、全国・県危険物安全協会関係の行う、保安講習、危険物取扱者試験の担当窓口になっている。	保安講習受 受講者/危険 物保安講習 習該当者	%	100	100	100	100	100	100	100	防火・防 犯・危機 管理	
火災予防業務	西消防署	966	市民の防火に対する意識・意欲を高める事により、地域格差の無い自主防災意識の確立を図り、災害を最小限に抑える。	〇住宅用火災警報器の設置の推進及び維持管理指導。 〇自衛消防訓練等で避難訓練・消火訓練及び防災資機材の取扱い指導。 〇火災発生時に原因の究明のための火災原因調査。 〇火災予防運動中、火災気象通報発令中及び災害時の避難等の広報活動。	自衛消防 訓練実施 件数(消 火・避難・ 通報)	件	768	800	800	800	800	800	800	防火・防 犯・危機 管理	
空き地の適正 管理指導	西消防署	1662	空き地に繁茂し、または放置されている雑草等の除去に関し適正に管理するよう所有者に対し指導することで火災発生率の軽減を図る。	市内全域において雑草等が繁茂すると予想される空き地に対して、年間4月、8月、11月の3回の調査と該当地に通知して適正管理の指導を行う。雑草除去の向上を図るため、所有者等に対し草刈り機の貸し出しや雑草等刈取事業者の紹介を行う。	空き地の雑 草処理率 (該当地の 雑草処理 件数/該 当地件数)	%	93	100	100	100	100	100	100	防火・防 犯・危機 管理	

消防立入検査業務	西消防署	1680	市内防火対象物に対し立入検査を実施し、自主防火管理の充実を働きかけ防火安全の確保を図る。	消防法第4条、第16条の5及び我孫子市予防査察規程に基づき、年間定期査察計画をたて、市内防火対象物に対し立入検査を実施する。防火管理の状況や消防用設備等の管理状況が適正であるかどうか確認し不備がある場合には立入検査結果通知書により指摘し改修計画書により是正を促す。また、重大な消防法令違反に対しては公表制度に則り、違反のある建物の情報を公表することでは是正の徹底を図る。	立入検査の実施率(立入検査実施件数/年間定期査察計画数)	%	95	100	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理
火災予防業務	東消防署	972	市民の防火に対する意識・意欲を高める事により、地域格差を無くした自主防災意識が確立され、災害を最小限度に抑える。	○住宅用火災警報機の設置の推進 ○自衛消防訓練 避難訓練、消火訓練及び防災資機材の取扱い指導 ○火災原因調査 火災発生時の原因の究明 ○広報活動 火災予防運動中、火災気象通報発令中及び災害時の避難広報等	火災予防啓発活動の実施率	件	300	300	300	300	300	防災・防犯・危機管理	
空き地の適正管理指導	東消防署	1663	空き地に繁茂し、又は放置されている雑草等の除去に関し適正に管理するよう所有者に対し指導することで火災発生率の軽減を図る。	市内全域において雑草等が繁茂すると予測される空き地に対して、年間4月、8月、11月の3回の調査と該当地に通知し適正管理の指導を行う。雑草除去の向上を図るため、所有者に対し草刈り機の貸し出しや雑草等刈取事業者の紹介を行う。	空き地の雑草処理率 = 該当地の雑草処理件数/該当地件数	%	88	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理	
消防立入検査業務	東消防署	1693	市内防火対象物に対し立入検査を実施し、自主防火管理の充実を働きかけ防火安全の確保を図る。	消防法第4条、第16条の5及び我孫子市予防査察規程に基づき、年間定期査察計画をたて、市内防火対象物に対し立入検査を実施する。防火管理の状況や消防用設備等の管理状況が適正であるかどうか確認し不備がある場合には立入検査結果通知書により指摘し改修計画書により是正を促す。また、重大な消防法令違反に対しては公表制度に則り、違反のある建物の情報を公表することでは是正の徹底を図る。	立入検査の実施率 = 立入検査実施件数/年間定期査察計画数	%	100	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理	

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

●教育文化施設等の整備

事務事業名 (個別事業)	課名称	事務事業コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値 (令和元年度末)	令和2年度目標値	令和3年度目標値	最終目標値 (令和4年度末)	施策分野
小中学校施設の維持管理	教育総務課	1007	小中学校の校地、校舎、屋内運動場等施設の適切な管理と、老朽化した施設の改善工事や修繕を実施し、児童・生徒が安全で安心して学ぶ環境を整備する。	○校地及び施設の点検に基づき改善工事及び修繕等により適切な対応を図る。 ○校地内の樹木の剪定、草刈業務等を委託する。 ○今後、学校施設個別施設計画に基づき、中長期的なトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、計画的な施設整備を進める。	改善工事・修繕実施校数	校	19	19	19	19	生涯学習

学校施設の老朽化対応	教育総務課	2240	我孫子市公共施設等総合管理計画及び令和2年3月に策定した学校施設個別施設計画により、老朽化が進む学校施設の改修等を計画的に実施する。	我孫子市の教育施策や基本方針を踏まえ、学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能や性能を考慮しながら、老朽化が進む施設の計画的な改修等を進める。	校	1	1	1	1	1	1	生涯学習
学校の環境衛生事業	学校教育課	1034	学校において、換気、採光、照明及び保温を適切に行い、清潔を保つ等環境衛生の維持に努め、必要に応じてその改善を図る。	毎年時期を定めて、学校環境の実態を把握し、基準に示された環境の維持と必要に応じ適切な改善を行うなどの事後措置を講じる。 感染症・熱中症予防対策として消毒液や経口補水液等を配布して対応を図る。 放射線量の測定を校庭5ヶ所の定点測定と、学校敷地内の空間放射線量を測定・確認し、結果をホームページで公表する。 児童生徒が安全に通学できるように必要に応じて通学路に係る機関と連携し点検を行う。 災害時に備え、各学校での防災態勢・防災教育を行う。	%	53	100	100	100	100	100	生涯学習
学校給食施設整備整備事業	学校教育課	1819	学校給食の円滑な実施を図るため給食施設設備の維持管理を行う。	給食施設設備の整備及び維持管理を行なう。 学校給食施設設備は、全体的に老朽化が進んでいるため、必要性の高いところから計画的に修繕し、衛生状態の向上を目的としている。 給食施設整備方針の策定と方針に基づく整備を行う。	%	100	100	100	100	100	100	生涯学習
施設管理事務	生涯学習課	1184	市民が安全で利用しやすい、誰からも親しまれる施設にする。	生涯学習センターの建物、敷地の維持管理をする。定期的な点検、修繕の実施。施設管理、施設運営、清掃業務、警備業務の4業務を一括して総合管理運営業務委託し円滑な管理運営を進める。 駐車場事業者を選定し、民間にて管理運営を行う。	%	100	100	100	100	100	100	生涯学習
湖北地区公民館の運営	生涯学習課	1185	指定管理者による創意工夫を発揮し、施設の利用者に質の高いサービスの提供及び管理経費の縮減をすすめる。	○湖北地区公民館の管理運営を指定管理者により遂行 ○湖北地区公民館が開館してから20年が経過し、施設設備等に老朽化が原因とする不具合が多数発生しているため、計画的に設備の更新や修繕を実施する。	人	161,478	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	生涯学習
体育施設管理運営事業	文化・スポーツ課	1143	市民が、安全に気持ちよく、市内運動施設を利用できるよう、管理運営を行う。	市内各運動施設等の管理運営を行う。各施設の設備点検、樹木等の管理 ○各運動施設の維持補修・放射線量が基準値を超えた箇所が生じた場合は、対策を講じる ○五本松運動広場について、現在のスポーツ広場(クレー)、みどりの広場の、令和2年度以降の再整備に向けて、令和2年度は、運動広場の設計・施工、周辺施設(ふれあいキャンパス)を含めた管理運営、維持管理の手法(PPPでの整備手法も含め)について検討を行う。	人	74,980	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	生涯学習
体育施設維持補修(含む放射線対策)	文化・スポーツ課	1145	市民が安全で快適に活動できるように市内各体育施設の維持補修を適切に行う。	維持補修の進捗率	%	100	100	100	100	100	100	生涯学習
市民体育館維持補修	文化・スポーツ課	2059	安全で快適に市民体育館を利用できるように維持補修を行う。	市民体育館の維持補修を行う。	%	100	100	100	100	100	100	生涯学習

市民体育館改修事業	文化・スポーツ課	2085	老朽化している市民体育館施設を計画的に改修し安全で快適に利用できる環境を整備する。	市民体育館施設の計画的な改修を行う。 令和2年度は、屋根及び床面の大規模改修を行う。 ○工事監理委託(7月～2月) ○工事(7月～2月)	改修工事進捗率	%	100	100	100	100	100	生涯学習
博物館施設設備の維持管理	鳥の博物館	1440	博物館施設を来館者が安全に恒久的に利用できるように、経年変化により劣化した施設設備を補修し機能を維持する。省エネに配慮した設備に転換していく。	経年劣化した建物各所及び故障箇所の修繕等	施設点検実施回数	回	101	102	101	101	101	生涯学習
図書館の整備	図書館	2236	各図書館、移動図書館の維持管理・運営形態について、我孫子市公共施設等総合管理計画との整合性を見据えて、修繕や買い替え等計画的に進め、運営方針の見直しをおこない、時代に合った図書館サービスを提供していく。	我孫子市公共施設等総合管理計画及び湖北台地区公共施設設備の整備方針の進捗状況を把握しつつ、市内全体の図書館利用動向をとらえた運営形態・維持管理を適正に計画する。	館内会議における進行管理報告と見直しの協議	回	3	3	3	3	3	生涯学習

●公共建築物の耐震化等

事業事業名(個別事業)	課名称	事務事業コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値(令和元年度末)	令和2年度目標値	令和3年度目標値	最終目標値(令和4年度末)	施策分野
庁舎維持管理	施設管理課	102	来庁者及び職員が庁舎を安全かつ快適に使用できる庁舎の環境整備を行う。	○庁舎の光熱水費の支払、建物の損害保険、庁舎内設備機器の保守点検管理、庁内の清掃及び警備、電話交換業務、庁舎の維持補修など庁舎全般の維持管理を行う。 ○来庁者、職員駐車場確保及び管理。 ○庁舎維持消耗品(トイレットペーパー、蛍光灯等)購入など。 ○庁舎等にLED照明などを導入し省エネルギー化を行う。	保守管理の執行率	%	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理
公有建築物の保全指導	施設管理課	108	公有建築物の安全性を確保するとともに、予防保全や長寿命化にむけた必要な修繕工事を行い、施設機能の向上を図るとともに、維持管理コスト削減につなげていく。	○公共施設情報の一元管理 各施設のエネルギー情報、工事履歴情報、公共施設包括管理業務等を得た巡回点検や定期点検情報を公共施設保安台帳システムへ入力を行い、公共施設情報の一元管理を図る。 ○公有建築物の保全 公共施設保全計画を活用し、老朽化や経年劣化等の改善を計画的に指導し、施設の長寿命化などに努める。	施設台帳システムの活用	%	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理
公有建築物の工事監督	施設管理課	109	公有建築物の工事監督に携わり、契約の適正な履行を確保する。	公有建築物の工事の管理、施工状況の立会い確認等により、契約の適正な履行を確保する。	工事竣工認定件数(評定60点以上)／全工事件数	%	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理

保健センターの運営	健康づくり支援課	1664	健康づくりの推進のため、市民に対し、健康相談、保健指導および健康診断その他、地域保健に関する必要な事業を行うことを目的に保健センターを開設する。	○保健センターを土・日・祝日及び年末年始以外の平日8時30分から17時まで開所し、市民に対し、健康相談、保健指導および健康診断その他、地域保健に関する必要な事業を実施するために保健センターの適切な管理運営を行う。 ○令和2年に、保健センターは築37年、休日診療所も築20年を経過する。 今後、施設利用者が安全で安心して施設利用ができればとも、に孫子市公共施設等総合管理計画に基づいた建築物の耐用年数まで使用できるようにするため、予防保全の維持管理を前提に修繕を行うなど計画的、効果的に建築物の維持保全を行う。 緊急度合いに応じて電気・空調・衛生・建築・消防に対する修繕を実施する。	我孫子市保健センター保守管理の執行率	%	100	100	100	100	健康福祉
リスクマネジメント	あらき園	442	施設サービス提供における様々なリスクをあらかじめ把握し、未然に防ぐ。また、万が一事故や災害が起きてしまった場合のための危機管理対策を講じる。	○リスク予防対策として「ひやり・はつと」報告の実施 ○リスク管理対策として事故発生時における対応のフローチャート作成 ○災害時における対応マニュアルの確認 ○防災訓練の実施・防災消耗品の管理 ○消防設備の維持管理 ○苦情解決制度の実施 ○施設損害賠償責任保険に加入	事故、ひやりはつと、防災訓練の検証・検討会の実施率	%	100	100	100	健康福祉	
あらき園の維持管理	あらき園	2194	市の生活介護事業所として利用者にとり社会生活や日常生活に必要な知識や態度・習慣の獲得をより効果的に支援するための施設としての維持管理をする。	効果的に支援また利用者にとつてより良い環境のもと利用できるよう施設の改修修繕、設備の保守点検、清掃委託、草刈委託等を実施する。 令和2年度 本館屋上・外壁等改修工事設計 令和3年度 本館屋上・外壁等改修工事、食堂棟換気・空調設備工事 令和4年度 食堂棟屋上・外壁等改修工事設計、本館及び食堂棟老朽化に伴う設備工事設計(給水・排水、防災、電気、ガス)、本館換気・空調設備設計、本館トイレ等改修設計	施設の維持管理率(修繕・工事実施箇所/必要修繕・工事箇所)	%	100	100	100	健康福祉	
障害者福祉センターの維持管理	障害者福祉センター	1556	市内の障害者の訓練施設として、効果的に訓練できるよう、施設の維持管理をする。	効果的に訓練ができるように施設の維持管理をするため、設備の保守点検、施設の改修等を行う。また、給食調理業務委託、清掃業務委託、草刈・樹木管理業務委託等を実施する。	施設の維持管理率(修繕実施箇所/必要修繕箇所)	%	100	100	100	健康福祉	
老人福祉センターの運営	高齢者支援課	496	高齢者が主に利用する施設であり、情報交換、健康の増進を目的に家に閉じこもりがちな高齢者の利用促進を図る。	○老人福祉センターに指定管理者制度(施設管理・運営業者を公募により選定する制度)を導入している。 ○指定管理者による民間事業者のノウハウを活用して質の高いサービスを提供する。また、経費の削減を図る。 ○経年劣化した施設の更新及び修繕を実施し、施設の長寿命化を図る。	1日当たりの平均利用者数	人	246	290	300	健康福祉	

こども発達センター施設維持管理	こども発達センター	1914	早期療育の拠点であるこども発達センターの施設を利用する、子どもとその保護者等の利用者が安全・安心に利用出来るよう施設の維持管理・運営を行う。	こども発達センターの施設利用者が安全・安心、かつ、効率良く利用できるよう施設の維持管理・運営を行う。	施設の維持管理・運営	%	100	100	100	100	100	健康福祉
親水広場の運営	手賀沼課	2127	手賀沼の水環境保全啓発を主目的に、その役割を補充・向上するための機能を付け加え、市内外の交流人口の拡大や地域活性化に寄与すること。	○親水広場の巡回業務、受付業務(土日祝祭日)プラネタリウム投影業務、維持管理業務、清掃業務等について施設管理・運営業務を一括委託して実施する。 ○提案型公共サービス民営化事業の提案に基づきプラネタリウムのデジタル化と施設の管理運営委託を一本化する。 ○水環境保全啓発に関する展示の充実を図り、環境情報の発信の場としていく。 ○親水広場を活用しての様々な環境学習事業の充実を図る。 ○多目的広場で様々なイベントが行えるよう整備方法や運用等について検討する。 ○改修されたじやぶが池に子ども達や保護者の来場を促すことで、さらなる地域の賑わいを造り出す。	施設の維持管理・運営 管理点 検回数	回	35	35	35	35	35	環境
駅施設維持管理事業	交通課	703	JR各駅構外のエレベーター・エスカレーターや自由通路の安全性や快適性を高めるため、効果的な維持管理を行う。	○駅施設の維持管理 ・我孫子駅・天王台駅の南北口エレベーター・エスカレーター の維持管理 ・湖北駅の南北口エレベーター・エスカレーター、自由通路の維持管理 ・新木駅の南北口エレベーター・エスカレーター、自由通路、トイレの維持管理 ・布佐駅の南北口エレベーター・エスカレーター、自由通路、トイレの維持管理 ○駅修繕 ○駅の利便性向上	対応箇所 数	箇所	5	5	5	5	5	都市基盤
駅構内バリアフリー化等の整備・支援	交通課	716	JR東日本が実施する駅構内のバリアフリー化・安全対策を支援することで、駅を利用する多くの市民の利便性向上及び安全に繋がる。	○我孫子駅のバリアフリー化 駅ホームにエレベーターが無い我孫子駅について、JR東日本東京支社と協議し、必要な支援(負担金等)を行う。 ○我孫子・天王台駅のホームドア設置支援 駅利用者の転落防止のため、JR東日本が整備するホームドアに関して、支援の方法を検討する。	当該年度 進捗率	%	0	25	50	75	75	都市基盤

市営住宅維持 管理業務	建築住宅 課	848	入居者が快適で安心して暮ら せる住環境を整備する。	①入居者に対する窓口業務、書類等の受付及び処理(決定 を除く)、システム入力 ②入居者募集に関する事務処理(入居者決定を除く) ③家賃決定を行うための収入申告業務(家賃の決定を除く) ④家賃収納に関する納付書送付、口座振替事務、滞納者へ の納付指導等 ⑤団地及び集会所や駐車場等の点検及び維持管理 ⑥市営住宅土地の賃貸借契約(変更)の締結と支払い ⑦その他市営住宅の維持管理に関すること ⑧小規模改良住宅の維持管理に関すること ⑨市営住宅の土地購入に関すること	給水設備 等点検、樹 木剪定等、 土地賃貸 借契約の締 結件数	件	25	25	25	25	25	都市基盤
庁舎維持管理	経営課	887	水道法第2条を遵守する。水 道は、広く一般の人が飲むもの であり、健康に悪影響を及ぼし たり不快にさせたりする事とな いようにするため、浄水場の清 潔保持並びに水の適正かつ合 理的な使用をおこなうために維 持管理を行う。職場環境を充 実させ、利用者の安全を確保 する。	水道局庁舎の維持管理を行う。清掃委託・管理業務委託・ 警備業務委託・空気環境測定業務委託・構内電話設備保 守・エレベーター保守・冷暖房機保守・浄化槽保守・浄化槽 汚泥引抜・自動ドア保守・直結給水ブースターポンプ保守・ NHK放送受信料・燃料費・庁舎消耗費・庁舎修繕費	実施件数 ／管理保 守の予定件 数	%	100	100	100	100	100	都市基盤
杉村楚人冠郎 の保存と活用	文化・ス ポーツ課	1138	「我孫子の大正・昭和文化・遺 産」の中核となる施設として、 杉村楚人冠郎の魅力を高め、 周辺の文化ポイントと連携させ て、多くの人にその価値を感じ てもらえるようにする。	文化財としての維持管理するとともに、杉村家資料を活用し た企画展示、講演会などを実施し、多くの人々に杉村楚人冠 の歴史的意義を認知してもらえよう広報宣伝していく。	年間入場 者数	人	2,612	4,000	4,100	4,200	生涯学習	
白樺文学館の 運営	文化・ス ポーツ課	1139	我孫子の歴史の上で大きな位 置を占める、いわゆる白樺派の 文人たちの理念と業績を広く理 解してもらおう。	○事業内容は、従前の事業を基本的に継承し、所蔵品の展 示・閲覧・調査研究、我孫子に関わる白樺派文人たちの活動 の調査及び講演会等での普及活動を行う。また、隣接する、 志賀直哉邸跡の復元書斎の活用を行う。 ○地域の文化財との連携を図り、拠点施設として活用する。 ○施設設備の更新を図り、展示スペース等の拡充を行うた め、再整備を実施する。 ○白樺派や民藝などの資料を収集・研究し、広く市民に公開 する。そのため博物館等の関係機関と連携して文学館として の魅力を向上する。 ○「我孫子市文化財保存活用地域計画」に位置付け、「我孫 子の大正・昭和文化遗产」の中核施設としてリニューアルをは かっていく。	年間入場 者数	人	4,703	5,100	5,200	5,300	生涯学習	

文化財施設の管理・活用	文化・スポーツ課	1521	「我孫子の大正・昭和と文化遺産」を構成する旧村川別荘の魅力を高め、周辺の文化ポイントと連携させて、多くの人の価値を感じてもらえるようにする。	旧井上家住宅(9棟)は、手賀沼干拓の歴史と江戸時代の名主邸の面影を残す貴重な建造物であり、現状維持管理を続けるが、旧井上家住宅邸内の基本・実施設計を定めて今後の保存・活用を図る。(平成24年12月28日市の指定文化財に指定)	○史跡・文化財の活用を図るため、旧村川別荘をはじめとする文化財施設の適切な管理と効果的なソフト展開を進める。 ○旧村川別荘でのボランティアガイドの展開やイベントの実施、湖北郷土資料室の展示やその背景となる文化財整理室での文化財の整理作業などを実施する。	年間来場者数(旧村川別荘)	人	3,351	4,900	5,000	5,100	生涯学習
旧井上家住宅の保存と活用	文化・スポーツ課	1839		進捗率 ※令和2年度…母屋保存整備工事実施設計 令和3・4年度…母屋保存整備工事	○布佐地区の中核的な文化財として「我孫子市文化財保存活用地域計画」に位置付け、修繕工事や整備工事等と実施し、一般公開をしていく。 ○令和2年度は、旧井上家住宅母屋保存整備工事実施設計を行い、令和3年度からの保存整備工事に備える。 ○旧井上家住宅の歴史や建物の価値を多くの人に知ってもらう。 ○公開の中では、歴史、文化芸術・観光・環境・地域の活性化など多くの分野で広く活用を進める。		%	100	20	40	生涯学習	

●民間建築物の耐震化等

事業名(個別事業)	課名称	事務事業コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値(令和元年度末)	令和2年度目標値	令和3年度目標値	最終目標値(令和4年度末)	施策分野
空家対策事業	市民安全課	2090	空家等の所有者に対し、空家等の適切な管理のために助言及び指導等を行い、市民の良質な生活環境を確保する。	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、適切に管理されていない空家等の対策に取り組む。 ○特別措置法に基づく特定空家等の調査、助言及び指導等 ○空家管理台帳の整備 ○現地確認(応急措置含む) 定期的なパトロールの実施、情報提供による現地調査 ○所有者把握及び通知 ○空家等の所有者等に対し、適切な管理を行うよう依頼文書を送付する。 ○空家等対策協議会の運営	空家等の改善数	件	100	50	65	75	防災・防犯・危機管理
私立幼稚園の運営支援	保育課	592	私立幼稚園の運営支援として各種補助金を交付する。	1. 私立幼稚園等補助金は、幼児教育の振興及び充実に資するため、学校教育法に基づき学校法人が設置した市内の私立幼稚園及び我孫子市私立幼稚園協会に対し、心身障害児指導費補助、預かり保育補助等を交付する。 2. 施設型給付費は、子育て支援法第27条の規定により、特定教育・保育施設である学校法人が設置する認定こども園や幼稚園に対し施設型給付費を支給する。 3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金は、学校法人が設置する特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園事業者)における健全な運営を図るため、補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	私立幼稚園等補助金、施設型給付費、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金の交付率(適正に交付した金額/申請金額)	%	100	100	100	100	健康福祉

私立保育園等施設整備への補助	保育課	1935	平成27年度からスタートした子ども・子育て新制度に対応するため、市民ニーズ調査の結果を踏まえ、就労意向の潜在的ニーズを含めた必要量に対する保育園及び小規模保育事業整備等を実施し、今後も待機児童ゼロを堅持する。	1	1	1	1	1	健康福祉
屋外広告物の許可申請事務	都市計画課	780	屋外広告物の表示または設置について、屋外広告物法や千葉県屋外広告物条例等に基づき審査・許可等を行い、良好な景観の形成と風致の維持ならびに公衆に対する危害の防止を図る。	違反広告物の簡易除却件数	1,331	1200	1100	1000	都市基盤
住宅・不動産相談及び住宅情報提供業務	建築住宅課	854	市民の住まいに関わる相談事について、専門家による相談窓口を設けることで、住まいに関する不安を解消し、未然にトラブルを防止する。また、ホームページ等で住まいに関する情報を提供する。	住宅・不動産相談者数 空き家バンク登録件数	30	46	46	46	都市基盤
耐震診断及び耐震改修に関する補助業務	建築住宅課	857	木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事並びに分譲マンションの耐震診断に要する費用の一部を助成をすることで、耐震化の促進を図り、地震による倒壊等の被害から市民の生命、財産を守る。	処理率(当該年度補助申請件数/当該年度補助件数)	59	100	100	100	防災・防犯・危機管理

住宅リフォーム補助事業	建築住宅課	1858	住宅産業に関わる市内の小規模・零細事業者の受注促進、また「市外からの移住」や「市東部の人口増加」を含めた市民の定住促進を図っていく。	市内事業者を利用して居住持家のリフォーム工事を行った場合に対し、工事費の一部を補助する。 なお、人口増加に寄与する次の3パターンに該当する場合は、補助率、補助限度額を引き上げる。 ①二世帯住宅に改修する場合 ②市内の借家等に居住する市民が転居を目的に市東部(湖北、新木、布佐地区)の中古住宅を購入し、リフォームする場合 ③市外在住者が市内への移住を目的に市内の中古住宅を購入し、リフォームする場合 又、子育て(15歳以下の子どももいる等)及び単身者(49歳以下)の世帯には、補助限度額の割増を行う。 (その他) 住宅ローン・フラット35(子育て支援型・地域活性化型)を併用した場合、「利用対象証明書」の交付を行う。	補助金の申請件数	202件	224	180	180	都市基盤
建築物の防災に関する業務	建築住宅課	1875	建築基準法に基づき特定の建築物を資格を有する者に定期に調査又は検査し報告させることで、建築物の損傷や劣化などに起因する災害を未然に防止する。	○建築基準法第12条に基づき、建築物の敷地、構造、建築設備及び防火設備について、定期報告を受け、審査を行う。 ○審査の結果、損傷や劣化の状況が明らかな場合は、改善の指導を行う。	定期報告提出率(対象報告件数(年度対象外を除く)/対象件数) (令和元年度)	40%	60	60	60	防災・防犯・危機管理

●常備消防の強化

事務事業名(個別事業)	課名称	事務事業コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値(令和元年度末)	令和2年度目標値	令和3年度目標値	最終目標値(令和4年度末)	施策分野
外郭団体等事務運営	消防本部総務課	913	先進都市の消防業務を学び消防体制の充実強化に努めるとともに消防の地域的団結、地方消防の強化を図る。	消防の情報交換を交換して採長補短するとともに、消防制度、知識・技術、活動能力の総合的研究を行い、防火防災思想の普及広報に関する事業を行う。	消防関連団体事業への参加率	%	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理
消防車両等の維持管理	消防本部総務課	927	市民の生命、身体、財産を災害から守るため、消防活動を円滑に行う消防車両等を整備維持管理し消防体制の万全を図る。	複雑多様化する災害等に対応するため操作性、安全性、機能性を具備した消防車両等の総合管理及び整備を実施する。 令和2年度は、配備車両の維持管理を図るとともに、消防本部車両更新計画に基づき、西消防署に配置されている西水槽1号車を更新整備する。	消防車両等の整備の実施率	%	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理

消防施設等整備事業	消防本部 総務課	1909	湖北分署は、市の中央部に位置するため、災害防災活動の拠点として位置付けし、防災活動にも総合的に対応できる、消防庁舎等の施設を整備する。	○当庁舎施設の整備については、市で計画している他の施設の整備も視野に入れ、企画課を含めた関係各課と協議を実施する。 ○当庁舎施設の整備に係る用地等を調査し購入する。 ○防災活動の拠点として、各種災害に対応できる高い耐火性と安全性を有する庁舎等の施設を整備する。 ○庁舎等の整備に併せ、各種情報システム等を整備する。 ○都市型災害等に対応できる消火訓練、救助訓練等が行え、市民が防災に対する必要性、重要性及び災害時の行動等の学習もできる総合訓練施設を整備する。 ○消防施設等訓練施設の整備に合わせ、付け替え道路及び周辺道路の整備について関係課と協議を進める。	整備計画スケジュールに対する進捗率	%	100	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理
消防隊員の資格取得	警防課	1675	災害活動に従事する消防隊員の資質の向上を図る。	消防隊員の活動に不可欠な資格について取得を進め、消防活動に対する体制の強化を図る。	資格取得率(取得者/必要者)	%	73	75	80	95	防災・防犯・危機管理	
千葉北西部10市消防通信指令業務の共同運用	警防課	2237	災害の態様は複雑で大規模化している。又、災害現場での消防活動も多様化しており、災害に対しより迅速かつ的確に対応できる広域的な災害活動を可能とするため、千葉北西部10市により消防緊急通信指令センターを共同整備し、共同運用する。	平成28年8月1日に松戸市ほか9市消防指令事務協議会が設置され、ちば北西部消防指令センター運用開始に向けた準備を進めています。 平成31年4月には共同部分の整備が開始され、指令管制システムの入札が実施されました。 また、定期的に各作業部会を開催し運用開始に向けた詳細について検討を実施しています。 令和2年度は、令和3年2月に運用開始となる千葉北部消防指令センターの指令管理システムの個別部分の整備を行う。	10市の共同指令センター整備計画に基づく当該年度の進捗率	%	75	100	100	100	防災・防犯・危機管理	
柏市・我孫子市消防通信指令業務の共同運用	警防課	2238	災害の態様は複雑で大規模化している。又、災害現場での消防活動も多様化しており災害に対し、より迅速かつ的確に対応できる体制を確保するため、両市において消防通信指令業務の共同運用を実施する。	柏市及び我孫子市における複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービス高度化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理及び執行することを目的とする。 今後の事業予定 ○令和3年度 施設等の解体及び処分 ○令和4年度 協議会の解散	正確な災害情報の収集	%	100	100	-	-	防災・防犯・危機管理	
消防・救急無線(デジタル化)広域化及び共同整備事業	警防課	2239	消防・救急無線施設は各消防本部が単独で整備し運用することが原則とされてきたが、大規模災害など広域的な活動が求められたことから、県域を1ブロックとして、千葉県内の全消防本部共有で整備をし、平成25年4月1日から運用開始した消防救急無線施設は、消防・救急活動を支援する必要があった重要なおものであり、常に安全に状態に維持する。	消防・救急無線の高度化、消防救急活動において傷病者情報等の伝送を行う等、個人情報保護の観点から、より秘匿性を向上させた通信の必要性、及び現アナログ無線方式の使用期限を平成28年5月31日までとする電波法関係審査基準の改正により、デジタル無線方式に移行されたことから「千葉県消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務共同運用推進整備計画」に基づき、平成20年度から千葉県及び県内31消防本部での共同整備計画が進められ、各消防本部が整備する車載無線等の移動局を含めた全体整備が完了し平成25年4月1日から運用を開始した。 平成25年度からは、消防・救急活動を支援する必要かつ重要な消防救急無線設備を常に万全の状態に維持する。	消防救急デジタル無線の保守整備	%	100	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理

救急、救助業務	西消防署	967	複雑多様化する災害に対応するため、救急救助体制の充実を図り、災害出動時に的確に対応する。	○管内の住宅環境、道路事情を把握し、現場到着までの時間短縮を図り災害による被害を最小限に抑える。 ○我孫子市警防要綱に基づき各種訓練の実施、救急救助技術の習得及び向上を図る。 ○警防計画の見直し、及び更新。 ○救急講習、自衛消防訓練等で救急車の適正利用を広報する。	入電から現場到着時間8.5分以内の割合	%	62	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理
通信業務	西消防署	968	災害発生時、出動隊へ支援情報や円滑に提供することにより活動内容の充実を図る。	災害発生時、通信員が災害出動隊に対し、災害対応事前計画、住基情報、要援護者情報、水利情報等を無線を使用し迅速に提供することにより、災害出動隊の活動内容の充実を図り、災害を防止し、被害の軽減を図る。	災害件数に対する、通信情報の円滑な情報提供件数	%	100	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理
消防機械器具の維持管理	西消防署	1648	装備品の不良を防止、災害等での使用時に万全の装備体制で臨むことにより市民の安全な暮らしの実現に寄与する。	資機材等の点検及び、維持管理を継続的に実施し、災害現場での消防活動体制の確保を図る。	適正管理率(修繕等実施件数/修繕等必要件数)	%	100	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理
災害出動	西消防署	1660	市民を各種災害から保護するとともに、災害による被害を最小限に防止し市民生活の安全安心を確保する。	○管内の住宅環境や水利状況、道路事情を把握し、現場到着までの時間短縮を図り災害による被害を最小限に抑える。 ○我孫子市警防要綱に基づき各種訓練の実施、警防技術の習得及び向上を図る。 ○警防計画の見直し、及び更新。	8.5分以内での現場到着率(災害現場まで8.5分以内で到着した件数/災害件数)	%	86	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理
救急、救助業務	東消防署	973	複雑多様化する災害に対応するため、救急救助体制の充実を図り、災害出動時適確に対応する。	○管内の住宅環境、道路事情を把握し、現場到着までの時間短縮を図り災害による被害を最小限に抑える。 ○我孫子市警防要綱に基づき各種訓練の実施、救急救助技術の習得及び向上を図る。 ○警防計画の見直し、更新。 ○救急講習、自衛消防訓練等で救急車の適正利用を広報する。	入電から現場到着時間8.5分以内の割合	%	62	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理

消防機械器具の維持管理	東消防署	1649	装備品の不良を防ぎ、災害等での使用時に万全の装備体制で臨むことにより市民の安全な暮らしの実現に寄与する。	資機材等の点検及び、維持管理を継続的に実施し、災害現場での消防活動体制の確保を図る。	適正管理率(修繕等実施件数/修繕等必要件数)	%	100	100	100	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理
災害出動	東消防署	1651	市民を各種災害から保護するとともに、災害による被害を最小限に防止し市民生活の安全を確保する。	○管内の住宅環境や水利状況や道路事情を把握し、現場到着までの時間短縮を図り、災害による被害を最小限に抑える。 ○我孫子市警防要綱に基づき、各種訓練の実施、警防技術の習得及び向上を図る。 ○警防計画の見直し、更新。	8.5分以内で災害地点まで到着し活動することができる。	%	79	100	100	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理

●消防水利の整備

事務事業名(個別事業)	課名称	事務事業コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値(令和元年度末)	令和2年度目標値	令和3年度目標値	最終目標値(令和4年度末)	施策分野
消防水利の維持管理	西消防署	1647	消防活動に重要な施設である消防水利の維持管理を行うことにより、迅速で効果的な消防活動体制を整え、火災等から被害の軽減を図る。	消防法第二十条第二項の規定及び、消防水利の基準に基づき、計画的に消防水利の維持管理を行い、火災発生時に支障が生じないようにする。また、消防水利の点検は、毎月行い、点検時に有効水圧、蓋開閉確認及び水漏れ等の確認をする。	点検により判明した消防水利の使用可能率 ＝使用可能消防水利点検水利点検回数	%	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理
消防水利の維持管理	東消防署	1650	消防活動に重要な施設である消防水利の維持管理を行うことにより、迅速で効果的な消防活動体制を整え、火災等から被害の軽減を図る。	消防法第二十条第二項の規定及び、消防水利の基準に基づき、計画的に消防水利の維持管理を行い火災発生時に支障が生じないようにする。また、消防水利の点検は毎月行い、点検時に有効水圧、蓋開閉確認及び水漏れ等の確認をする。	点検により判明した消防水利の使用可能率 ＝使用可能消防水利点検水利点検回数	%	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理

●消防団の強化

事務事業名(個別事業)	課名称	事務事業コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値(令和元年度末)	令和2年度目標値	令和3年度目標値	最終目標値(令和4年度末)	施策分野
消防団員の訓練	警防課	958	消防団員が火災等の災害に対し即座に対応することのできる知識と技術を身につけ、災害活動における安全管理及び有効な防衛に結びつけること。	組織の統制を図るための規律訓練、火災等に対する防衛訓練、災害全般にわたる安全管理、機械器具の取扱いに対する知識及び技術の習得を行なうための消防団員の訓練を支援する。	訓練参加団員数/想定参加団員数	%	90	95	97	100	防災・防犯・危機管理

消防団車両等の維持管理事務	消防課	960	火災等の災害に対応するため、消防団車両の維持管理を行う。	緊急出動に備え車両を常に万全の状態とするため、法令に基づき6ヶ月、12ヶ月、24ヶ月点検を実施する。また、消防団車両更新計画に基づいた車両更新を行い災害対応に万全を期する。	車両整備率(21台)(実施件数/必要件数)	%	100	100	100	100	100	100	消防・防犯・危機管理
消防団の広域的な連携	消防課	1672	公益財団法人千葉県消防協会及び東葛飾支部における他市消防団との広域的な連携を図る。	公益財団法人千葉県消防協会及び東葛飾支部における行事や会議等に出席し、消防団入団促進施策や機能別分団(団員)の導入施策、協力事業所表示制度、女性消防団員の入団促進等の各市消防団共通の課題や取り組みについて、意見交換や検討を行なう。	協会及び支部関連行事への出席率	%	100	100	100	100	100	消防・防犯・危機管理	
消防団員の入団促進	消防課	1674	消防団員の入団確保をすることで、市防災体制の一翼を担う消防団の組織強化と市民の安全と安心な暮らしの実現に寄与する。	自治会や行事等における消防団員の入団促進PR及び防災関係各課、市内大学等との連携を図りながら、消防団員の入団促進を進める。全国的に減少傾向にある消防団員の確保のため、少年消防団等消防団員の入団促進・組織活性化に繋がる手法について検討する。	団員充足率	%	85	90	91	92	92	消防・防犯・危機管理	
消防団の装備の充実	消防課	2117	平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、地方公共団体は必要措置を講じることが義務付けられた。これを踏まえ、この法律の趣旨に基づき施策の着実な展開を図り消防団装備の充実強化を図る。	消防団充実強化法が成立し消防団装備の基準が抜本的に見直されたことにより、消防団の加入促進、処遇改善事業と合わせ、国・県において講じられている財源を積極的に活用して消防団装備の充実強化を行う。なお、装備の基準において整備することが求められている装備のうち、特に必要と認められる未配備の装備から実施し、装備済み物品においても貸与規則等に基づき老朽更新を図る。	配備率	%	90	100	100	100	100	消防・防犯・危機管理	
団行事	西消防署	965	各種訓練、演習等を通し消防資器材の操作の確実性、迅速性および、消防団員を諸制式に熟練させ、その部隊行動を確実軽快にし、厳正な規律を身に付けさせ、諸般の要求に適応する為の基礎を作る。	地域防災力の強化・充実のため、地域防災活動の中核となる消防団員の消防活動に対する教育訓練等を積極的に支援するとともに、各種訓練を通じ消防団と消防署の連携を強化する。	団行事の開催回数	回	7	7	7	7	7	消防・防犯・危機管理	
団行事	東消防署	971	各種訓練、演習等を通し消防資器材の操作の確実性、迅速性および、消防団員を諸制式に熟練させ、その部隊行動を確実軽快にし、厳正な規律を身に付けさせ、諸般の要求に適応する為の基礎を作る。	地域防災力の強化・充実のため、地域防災活動の中核となる消防団員の消防活動に対する教育訓練等を積極的に支援するとともに、各種訓練を通じ消防団と消防署の連携を強化する。	団行事の開催回数	回	7	7	7	7	7	消防・防犯・危機管理	

●火災予防対策等の推進

事務事業名 (個別事業)	課名称	事務事業 コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値 (令和元 年度末)	令和2年 度目標値	令和3年 度目標値	最終目標 値(令和4 年度末)	施策分野
住宅用火災警 報器の普及促 進	予防課	931	住宅用火災警報器を未だ設 置していない世帯や条例に適 合していない世帯への働きか けを進め、法令順守を徹底し、 住宅火災による死傷者を減ら すとともに被害の軽減を図る。	平成16年の消防法改正により、我孫子市では平成19年10 月2日から既存住宅を含めたすべての住宅に住宅用火災警 報器の設置が義務化されたことから、住宅の所有者等を対象 に火災予防条例に適合した設置の促進を図る。また設置から 10年以上経過している場合は、本体の劣化により適正に作 動をしないことがあるため交換をするなど、適切な維持管理に ついて広報を実施する。	住宅用火災警報器二 設置率二 ((住宅用火災警報器一部 設置世帯数)÷(調査世帯数) ×100	%	79	80	83	85	防災・防 犯・危機 管理
幼年消防クラブ 員及び女性防 火クラブ員の育 成	予防課	932	幼年消防クラブは、幼年期に おいて正しい火の取扱いについ て学び、園及び家庭における 火災予防思想の普及や将来 における防火思想の普及を図 る。女性防火クラブは、地域に 身近なクラブ員として家庭の火 災予防について学び、防火防 災意識の啓発など火災予防活 動ができる人材を育成する。	幼年消防クラブは、現在、市内12施設の幼稚園・保育園・こ ども園で組織され、園児が正しい火の使い方の学習や園の防 火訓練などの活動が、園児のクラブ活動を見守る保護者の 防火意識の向上及び地域による防火思想の向上を図ってい る。 女性防火クラブは、家庭の防火という面から活動し、研修会 や市主催の諸行事に参加を進め各種訓練を通じ地域におけ る防災リーダーとして活躍できるクラブ員を育成する。	研修・訓 練・普及啓 発参加率 二実績参 加人員/参 加想定数	%	64	100	100	100	防災・防 犯・危機 管理
消防同意事務	予防課	933	消防法に基づき建築物の防火 安全性を確保し、火災発生に よる人的、物的被害を未然に 防ぎ、被害の軽減を図る。	建築基準法に基づき建築確認申請時の消防同意を実施する ため、建築物の防火に関する審査を実施する。	適正指導 確認率二 消防同意 件数/建築 物許可等の 消防同意 受付件数	%	100	100	100	100	防災・防 犯・危機 管理
立入検査・消防 用設備等の点 検指導	予防課	935	火災予防のために、人命危険 や火災発生危険が高い建物の 立入検査を重点的に実施する とともに、関係者への消防法令 順守の徹底及び違反の是正 指導を行い、市民の安全安心 の確保を図る。	火災予防のため消防法第4条、第16条の5に規定する立入 検査を実施する。なお、約2200件ある防火対象物のうち、 収容人員が300人以上の大規模なもの、又は病院や社会福 施設など避難困難者が入所するもの、屋内消火栓設備・ スプリンクラー設備・自動火災報知設備など重大な消防設備 が未設置のもの、防火管理者未選任や消防用設備点検の未 実施など防火管理が不十分なものについては、人命危険や 火災発生危険が高いものと捉え、重点的に実施していく。また 約70件ある危険物施設は3年間ですべての施設に立入検査 を行う。立入検査指摘事項の補完として、防火管理講習会を 年間6回市内で開催して資格取得の機会を増やす。職員教 育として、違反是正に関する研修や消防法改正に伴う説明 会には積極的に参加し最新の情報、知識の習得を図る。	現況値(点 検報告率) 二点検報 告済防火 対象物数/ 対象物数 を要す る防火対 象物数	%	49	55	60	65	防災・防 犯・危機 管理

防災協会の指導育成	予防課	937	危険物施設及び防火対象物の企業、事業者が災害予防上の必要な知識技術を学び、事業所の安全管理の徹底と意識の高揚を図る。また消防イベントに協力し、火災予防啓発活動を通して市民の防火防災意識の向上を図る。	平成10年に我孫子市防火協会と我孫子市危険物安全協会が合併し、災害予防に必要な知識技術の研修を行い防火啓発の普及宣伝を図り地域の振興発展と福祉増進に寄与している団体の事務取り扱いをし、全国・県危険物安全協会関係の行う、保安講習、危険物取扱者試験の担当窓口になっている。	保安講習受講率=受講者/危険物保安講習担当者	%	100	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理
火災予防業務	西消防署	966	市民の防火に対する意識・意欲を高める事により、地域格差の無い自主防災意識の確立を図り、災害を最小限度に抑える。	○住宅用火災警報器の設置の推進及び維持管理指導。 ○自衛消防訓練等で避難訓練、消火訓練及び防災資機材の取扱い指導。 ○火災発生時に原因の究明のための火災原因調査。 ○火災予防運動中、火災気象通報発令中及び災害時の避難等の広報活動。	自衛消防訓練実施件数(消火・避難・火・通報)	件	768	800	800	800	800	防災・防犯・危機管理
空き地の適正管理指導	西消防署	1662	空き地に繁茂し、または放置されている雑草等の除去に関し適正に管理するよう所有者に対し指導することで火災発生率の軽減を図る。	市内全域において雑草等が繁茂すると予想される空き地に対して、年間4月、8月、11月の3回の調査と該当地に通知し適正管理の指導を行う。雑草除去の向上を図るため、所有者等に対し草刈り機の貸し出しや雑草等刈取事業者の紹介を行う。	空き地の雑草処理率(該当地の雑草処理件数/該当地件数)	%	93	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理
消防立入検査業務	西消防署	1680	市内防火対象物に対し立入検査を実施し、自主防火管理の充実を働きかけ防火安全の確保を図る。	消防法第4条、第16条の5及び我孫子市予防査察規程に基づき、年間定期査察計画をたて、市内防火対象物に対し立入検査を実施する。防火管理の状況や消防用設備等の管理状況が適正であるかどうか確認し不備がある場合には立入検査結果通知書により指摘し改修計画書により是正を促す。また、重大な消防法令違反に対しては公表制度に則り、違反のある建物の情報を公表することで是正の徹底を図る。	立入検査の実施率(立入検査実施件数/年間定期査察計画数)	%	95	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理
火災予防業務	東消防署	972	市民の防火に対する意識・意欲を高める事により、地域格差を無くした自主防災意識が確立され、災害を最小限度に抑える。	○住宅用火災警報器の設置の推進 ○自衛消防訓練 避難訓練、消火訓練及び防災資機材の取扱い指導 ○火災原因調査 火災発生時の原因の究明 ○広報活動 火災予防運動中、火災気象通報発令中及び災害時の避難広報等	火災予防啓発活動の実施率	件	300	300	300	300	300	防災・防犯・危機管理
空き地の適正管理指導	東消防署	1663	空き地に繁茂し、又は放置されている雑草等の除去に関し適正に管理するよう所有者に対し指導することで火災発生率の軽減を図る。	市内全域において雑草等が繁茂すると予測される空き地に対して、年間4月、8月、11月の3回の調査と該当地に通知し適正管理の指導を行う。雑草除去の向上を図るため、所有者に対し草刈り機の貸し出しや雑草等刈取事業者の紹介を行う。	空き地の雑草処理率(該当地の雑草処理件数/該当地件数)	%	88	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理
消防立入検査業務	東消防署	1693	市内防火対象物に対し立入検査を実施し、自主防火管理の充実を働きかけ防火安全の確保を図る。	消防法第4条、第16条の5及び我孫子市予防査察規程に基づき、年間定期査察計画をたて、市内防火対象物に対し立入検査を実施する。防火管理の状況や消防用設備等の管理状況が適正であるかどうか確認し不備がある場合には立入検査結果通知書により指摘し改修計画書により是正を促す。また、重大な消防法令違反に対しては公表制度に則り、違反のある建物の情報を公表することで是正の徹底を図る。	立入検査の実施率(立入検査実施件数/年間定期査察計画数)	%	100	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理

1-3 河川の氾濫による死傷者の発生

●水防機能の強化

事務事業名 (個別事業)	課名称	事務 事業 コード	事業目的	事業内容	指標	単 位	現況値 (令和元 年度末)	令和2年 度目標値	令和3年 目標値	最終目標 値(令和4 年度末)	施策分野
河川防災の強 化に向けた取 組み	治水課	1568	災害に強いまちづくりを実現す るため、利根川・手賀沼の水防 体制を強化する。	河川の氾濫を防ぐため、利根川の重要水防箇所のさらなる強 化、手賀沼の湖岸堤防整備、排水機場施設の運用調整など の取り組みを国・県と連携しながら水防体制を強化する。	河川合同 巡視の参加 率	%	0	100	100	100	防災・防 犯・危機 管理

● 自主防災活動の促進

事務事業名 (個別事業)	課名称	事務事業 コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値 (令和元 年度末)	令和2年 度目標値	令和3年 度目標値	最終目標 値(令和4 年度末)	施策分野
自主防災組織 育成事業	市民安全 課	330	自主防災組織の新規結成の 推進拡充と、災害時における 自助、共助の意識を高め、地 域住民の連携で避難、救護、 救助、初期消火などが行える 地域の地域防災体制をつくり、 被害の軽減、応急復旧や生活 支援の円滑化を図る。 また、「防災士及び災害救援 ボランティア育成事業」と連携し て進める。	自主防災組織未結成の自治会に対して、文書による結成依 頼及び自主防災組織連絡協議会の会議等を通して結成に 伴う手続きや重要性などの説明を行い、結成を呼び掛ける。 なお、「我孫子市自主防災組織整備事業資器材及び助成金 交付要綱」に基づき、新規結成した自主防災組織には50万 円相当の防災資器材を交付し、設立から25年以上が経過 した自治会については継続して防災訓練を実施して いる自主防災組織には30万円を限度に資器材を交付する。 また、資器材保管倉庫用地借り上げ経費に対し19,440 円以内を助成する。 また「防災士及び災害救援ボランティア育成事業」として、地域 の自主防災活動への支援や防災リーダー・ボランティアを育 成のため、防災士に対しては40千円、災害救援ボランティア に対しては9,2千円を上限として助成を行う。	自主防災 組織数	組 織	135	136	137	138	防災・防 犯・危機 管理

● 避難体制の整備

事務事業名 (個別事業)	課名称	事務事業 コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値 (令和元 年度末)	令和2年 度目標値	令和3年 度目標値	最終目標 値(令和4 年度末)	施策分野
自治会活動助 成事業	市民活動 支援課	179	自治会の地域住民相互の交 流・親睦や地域の課題解決な どの取り組みの充実を図る。	自治会活動助成金 自治会活動に対し、1世帯300円の助成金の交付をする。	全世帯のう ち自治会加 入世帯の割 合	%	71	72	80	80	市民活動
災害予防・初動 対策事業	市民安全 課	333	災害予防対策として、既往水 害地域の浸水防止工事を実 施する者に助成を行う。 台風や豪雨、大地震の被害か ら生命・財産を守り、安全な避 難に繋げるため、ハザードマップ を作成し全世帯に配布する。 また、気象情報の把握及び市 民に情報提供することにより、 災害時の被害の軽減を図る。 国の被災者支援生活再建支 援制度の対象とならない世帯 の支援を行う。災害時の通信 手段として確実性の高いメー ルシステムを構築する。	大雨により戸建住宅、店舗、事務所等に浸水被害を受けた 方が、浸水防止等の対策をする者に対して助成金を交付し、 浸水による被害の軽減を図る。また、千葉県被災者生活再 建支援事業により、国の被災者支援生活再建支援制度の対 象とならない世帯の支援を行う。 全ての自然災害に対応した「あびこハザードマップ」や、洪水 時の避難に特化した「あびこ洪水避難情報ハザードマップ」を 各世帯に配布し、大地震や洪水時の安全な避難行動や防災 対策を広く周知する。 地震や台風など大規模災害時や集中豪雨等の突発的災害 時における応急対応体制の迅速な確立を図るため、気象情 報等を含めた確に把握するとともに、通信手段として確実性の高 いメールの連絡手段を確保することにより、被害の軽減に努め る。 避難行動要支援者台帳システムを活用し、要支援者情報の 把握と共有を図る。 物資・食糧等の供給、避難場所などの施設の提供応援協定 等の締結を行う。(米穀「JA」、コンビニエンスストア、トイレメー カー、資機材レンタル、社会福祉施設など)	安否確認・ 参集メール へ登録の徹 底	%	97	100	100	100	防災・防 犯・危機 管理

<p>成年後見制度利用の支援</p>	<p>社会福祉課</p>	<p>357</p>	<p>誰もが住みなれた地域で自分らしく安心して生活していくために、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分ではない状態になった場合でも、その人の権利が守られ、意思を尊重した支援を受けられることができるよう、権利擁護の仕組みの一つである成年後見制度の利用促進を図る。</p>	<p>成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき策定した「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、社会福祉協議会の「あびこ後見支援センター」、高齢者支援課、障害福祉支援課、市民団体等と連携し、成年後見制度の普及および利用促進を図る。生活相談担当窓口における相談者の中で、成年後見制度の利用が必要と考えられる場合においては、担当課と連携し、適切な制度利用につなげる。</p>	<p>市民後見人養成講座の受講者数</p>	<p>人</p>	<p>0</p>	<p>5</p>	<p>5</p>	<p>5</p>	<p>健康福祉</p>
<p>けやきプラザ1階の施設運営</p>	<p>社会福祉課</p>	<p>2260</p>	<p>けやきプラザ1階の施設を有効活用するにあたり、市民の暮らしが豊かで便利になるよう、施設の運営、管理をする。</p>	<p>平成30年度に策定した「けやきプラザ1階の活用方針」に基づき、婚活事業、子どもの学習支援事業、子ども食堂活性化事業、アリースペース「手賀沼のうなぎさん家」として活用していく。</p>	<p>避難訓練への参加率</p>	<p>%</p>	<p>100</p>	<p>100</p>	<p>100</p>	<p>100</p>	<p>市民活動</p>
<p>老人福祉センターの運営</p>	<p>高齢者支援課</p>	<p>496</p>	<p>高齢者が主に利用する施設であり、情報交換、健康の増進を目的に家に閉じこもりがちな高齢者の利用促進を図る。</p>	<p>○老人福祉センターに指定管理者制度(施設管理・運営業者を公募により選定する制度)を導入している。 ○指定管理者による民間事業者のノウハウを活用して質の高いサービスを提供する。また、経費の削減を図る。 ○経年劣化した施設の更新及び修繕を実施し、施設の長寿命化を図る。</p>	<p>1日当たりの平均利用者数</p>	<p>人</p>	<p>2,195</p>	<p>290</p>	<p>300</p>	<p>300</p>	<p>健康福祉</p>
<p>成年後見制度利用への支援</p>	<p>高齢者支援課</p>	<p>532</p>	<p>認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者などの判断能力の十分な要支援者の保護を図り、自己決定権の尊重とその有する能力を活用することにより、自立した日常生活が営むことのできる環境整備の実現を図る。</p>	<p>○認知症高齢者、知的障害または精神障害の状態にあるため判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障があり、成年後見人等の支援が必要であるが、後見等開始の審判について、家庭裁判所に申し立てを行つ親族がいない、あるいは虐待により親族の申し立てが不可能な場合等に、市長による申し立てを行つ、高齢者等の生活を支援する。 ○市長申し立て者で低所得のため成年後見人等の報酬の支払いが不可能な被後見人等や、市長申し立て者以外で第三者を成年後見人等としている生活保護の受給者等である被後見人等に対し報酬の扶助を行う。 ○市民後見人養成のための事業に協力する。</p>	<p>市での成年後見申立を必要とする高齢者の制度利用率</p>	<p>%</p>	<p>100</p>	<p>100</p>	<p>100</p>	<p>100</p>	<p>健康福祉</p>

あらかぎ園の維持管理	あらかぎ園	2194	市の生活介護事業所として利用者にとり社会生活や日常生活に必要な知識や態度・習慣の獲得をより効果的に支援するための施設としての維持管理をする。	効率的に支援また利用者にとってより良い環境のもと利用できるよう施設の改修修繕、設備の保守点検、清掃委託、草刈委託等を実施する。 令和2年度 本館屋上・外壁等改修工事設計 令和3年度 本館屋上・外壁等改修工事、食堂棟換気・空調設備工事 令和4年度 食堂棟屋上・外壁等改修工事設計、本館及び食堂棟老朽化に伴う設備工事設計(給水・排水、防災、電気、ガス)、本館換気・空調設備設計、本館トイレ等改修設計	施設の維持管理率(修繕・工事実施箇所/必要修繕・工事箇所)	%	100	100	100	100	健康福祉
子どもの居場所づくり	子ども支援課	1081	子どもたちが安心してのびのびと遊ぶことのできる地域環境を整えることにより、子どもたちが自主性、社会性、創造性などの様々な能力を自然に伸ばし生きる力を身につける。	放課後等に子どもたちが安全・安心に過ごすことのできる環境を整備し、地域の方の協力を得て、異年齢間の交流や様々な体験を通して子どもを育む。 なお、公営・民営に関わらず人員配置等よりよい運営に努める。	全あびっ子クラブ登録児童数/全小学校在籍児童数	%	59	58.6	60	60	健康福祉
学童保育室の運営	子ども支援課	1350	共稼ぎやひとり親家庭等の児童の放課後を安全で豊かなものにし、児童の健全な育ちと働く親の就労を支援する。全ての子どもを対象とした「活動の場」であるあびっ子クラブ(子どもの居場所事業)との一体的な運営を図りながら事業を推進する。	市内13小学校区内に学童保育室を設置し、共働き等で放課後に保護者がいない小学生を受入れ、生活指導や集団生活を通して保育を行う。 なお、公営・民営に関わらず、人員配置等よりよい運営に努める。	登録児童数(1026人)/定員数(1,035人)	%	88	99	96	95	健康福祉
市立保育園の地域子育て事業	保育園	557	公立保育園において、在宅で子育てしている親が実施事業を通じて集団での遊びの提供を受けたり、育児相談等を利用して子育てに関する不安を解消することができる、子育てに適した地域環境づくりを推進する。	家庭で子育てしている親子を対象に、公立保育園3園の保育士が、公共施設に向く「けやきッズ」は、体操やリズム遊びのほか、正月遊びや雛人形の製作など季節に応じた遊びを通して親子の交流を深め、子育て相談にも応じている。また、公立保育園3園の園庭を定期的に開放する(園庭開放「ひだまりっこ」)。利用したい親子は自由に遊んだり集会などに参加し集団遊びを体験できる。園児や親同志の交流を図るとともに必要に応じて育児相談を受けられる。平成28年度5月より市内在住の就学前児童とその保護者や出産を控えている方を対象に「マイ保育園ひるば」事業を開始。地域の子育て支援の充実を目的に各園午前10時から11時まで、年10回実施。登録制で登録・参加費は無料。	園庭開放・マイ保育園の利用者数	人	2,024	2,030	2,035	2,040	健康福祉

子育て支援拠点事業	保育課	561	子どもが安全に遊べる場を設け、親同士及び子ども同士の交流を図る。	市内の就学前の子どもと保護者を対象とした施設を設置。施設には相談員を配置して、遊びのサポートや子育て講座などを実施する。利用者支援専門員や、保育課心理相談員、子育て支援センター情報担当と連携して、子育て相談や、子育て情報の提供を行っている。 絵本や遊具、量のスペースを備え親子が安心して安全に遊べる場を提供するとともに、親同士が子育てについての情報交換が出来るよう配慮し、子育ての楽しさを味わえるようにしている。また、家族全体で育児を楽しむような講座を実施し、父親の育児参加を促していく。 公園や公共施設に施設の相談員等が出向き、子どもや親同士の交流を支援する出前保育を実施する。 施設の設置場所は、我孫子地区に市内の子育て支援施設の拠点となる「にっこ広場」、天王台地区に「すくすく広場」、湖北台地区に「わくわく広場」、布佐地区に「すこやか広場」	利用者数	人	46,787	55,000	55,000	55,000	健康福祉
市立保育園運営事業	保育課	567	児童福祉法に規定する、保育を必要とする児童の保育を実施し、保育所保育指針に基づき児童の健全な育成を行う。	市立保育園(つくし野・春・湖北台)において保育を実施する。入園児童にかかる保育業務(入園事務、保育料の決定・徴収、保育園の管理・運営・指導・保育・栄養・保健指導、一時的保育等)を行う。 臨時職員や人材派遣を活用し保育を実施する。 臨床心理士による気になる子の早期発見、保護者に対する相談対応等を行う。	保育を必要とする児童の入园率	%	100	100	100	健康福祉	
市民体育館管理運営	文化・スポーツ課	2058	市民体育館の管理運営について、指定管理者制度の継続等をとおして施設の適切な管理運営を図る。	市民体育館管理運営を指定管理者と連携して行う。	設備点検回数	回	12	12	12	生涯学習	

●水防体制の強化

事務事業名(個別事業)	課名称	事務事業コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値(令和元年度末)	令和2年度目標値	令和3年度目標値	最終目標値(令和4年度末)	施策分野
消防団の水防活動	警防課	957	大雨や洪水等の水災害に迅速に対応するための技術、知識を習得させ、消防署を含め関係機関とスムーズな連携が出来る団員を育成し、組織活動の基礎を固め効果を上げる。	台風や大雨等による災害が起こりうる状況時に速やかに出動し警戒することは、災害を未然に防ぎ、結果市民の生命、財産を守る事が出来る。 毎年、風水害の出水期に合わせて柏市との共催による水防演習を行い、水防工法を身につけ、河川の氾濫や増水に備える。 また、各訓練を通して自己及び他人を守るための安全管理も併せて身に付けさせる。 なお、訓練については、団員の退入団により毎年団員編成が変わるため継続し実施する。	水防出場中の業務遂行達成数(出動回数/業務達成数)	%	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

●農業用排水施設の保全・整備

事務事業名 (個別事業)	課名称	事務事業 コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値 (令和元 年度末)	令和2年 度目標値	令和3年 度目標値	最終目標 値(令和4 年度末)	施策分野
幹線排水路護 岸改修(利根地 区)	農政課	2007	老朽化した幹線排水路の改修 を行うことにより、安心して営農 が継続できる環境を整える。ま た、農地外都市排水の排水機 能も維持していく。	以下の幹線排水路において、軽量鋼矢板が腐食し、さらに穴 あき劣化が進んでいるため、全体の機能診断を実施し、改修 工事を行う。 路線測量 1・2・3号幹線排水路=7,512m ①幹線1号排水路 L=5.4km(全長) 軽量鋼矢板 L= 2,940m ②幹線2号排水路 L=5.1km(全長) 軽量鋼矢板 L= 2,567m ③幹線3号排水路 L=3.1km(全長) 軽量鋼矢板 L= 2,005m ○総事業費:1,935,000千円 ○事業費負担割合:国=55%、県=28%、市(我孫子市・ 柏市)=17%	負担金支 出済率	%	100	100	100	100	産業

●雨水排水施設の整備・維持管理

事務事業名 (個別事業)	課名称	事務事業 コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値 (令和元 年度末)	令和2年 度目標値	令和3年 度目標値	最終目標 値(令和4 年度末)	施策分野
久寺家1・2丁 目地区不排水 対策事業(No5 流域)	下水道課	2208	当該地区は、大雨時に下水道 マンホールから溢水するため、適 調査によって原因を把握し、適 正な対策工事を行い、管路、 マンホール等の下水道施設の 機能を保持できるように努める。	当該地区は、平成29年度から現況を的確に把握するための 不排水実態調査解析を行っている。この結果を踏まえ、平成 30年度に流末エリアでTVカメラを使用した詳細調査・解析 (本管、人孔)、令和元年度にも同様の調査・解析(取付管) を行い、令和2年度以降、実施設計、補修工事を行う。	不排水対 策事業(設 計・補修)の 進捗率	%	0	20	60	100	都市基盤
新木野4丁目 地区不排水対 策事業	下水道課	2209	当該地区は、大雨時に下水道 マンホールから溢水するため、適 調査によって原因を把握し、適 正な対策工事を行い、管路、 マンホール等の下水道施設の 機能を保持できるように努める。	当該地区は、雨天時不排水の流入が維持管理上の問題と なっている。また、地元から要望も強く早急な排除対策が必 要である。 平成30年度に自治会との協議を行い、平成31年度以降、 汚水マンホール等の現況調査(雨水の流入状況)、不排水 実態調査解析(流量調査・降雨調査・地下水水位調査)を行 う。	現況調査 及び住民と の調整・協 議の進捗率	%	0	100	100	100	都市基盤

流域関連公共下水道不明水対策事業(第1期)	下水道課	2258	千葉県流域関連公共下水道の不明水対策について、3流域共通の流域関連公共下水道における不明水対策マニュアルを作成し、各流域で不明水対策5年計画を策定し、流域市町全体で不明水対策を実施し、雨水浸入の原因を排除する。	千葉県流域関連公共下水道の不明水対策5年計画(令和2年度～令和6年度)に基づき、大雨時の汚水溢水等に対し、適正な対策を行い、管路、マンホール、宅内設備等の下水道施設の機能を保持できるように努める。令和2年度から、誤接続を確認するための送煙調査や雨水の浸入を防ぐためのマンホール蓋穴閉塞等を行う。	不明水対策送煙調査業務委託の進捗率	%	0	20	40	60	都市基盤
布佐排水区の整備	治水課	746	布佐地区で頻繁に発生する浸水被害を軽減させる。	布佐地区では、放流先である手賀川水位の影響により、内水が円滑に排除されず、一部の低地帯において、長年に渡り深刻な浸水被害が発生している。H26年度に布佐ポンプ場が完成したことから、雨水排水を布佐ポンプ場まで円滑に排水するため、雨水幹線を整備する。	雨水管整備工事の進捗率(施工延長/施工予定延長(約1900m))	%	4	5	12	19	都市基盤
根戸排水区の整備	治水課	749	根戸雨久保地区の浸水被害を軽減させる。	当該地区の常習的出水による人的・財産的な被害発生を防御し治水安全度を確保するため、緊急的な水災軽減策として、洪水調整機能を有する暫定的な排水施設を確保し、抜本的な水害対策を行うまでの間、適切に維持管理する。	暫定調整池の維持管理	箇所	0	1	1	1	都市基盤
若松第1～第5排水区の整備	治水課	750	若松地区の浸水被害を軽減させる。	若松地区は、地盤が低く手賀沼との水位差が少ないため、内水が円滑に排除されず、頻繁に浸水被害が発生している。浸水被害対策は、5箇所の樋管の築造に合わせ、低段地区は、ポンプ・自然排水併用としていることから、4箇所のポンプ場を改修し、高段地区は、自然排水としていることから、手賀沼に直接排水する専用の雨水管(バイパス管)を布設する。また、千葉県における手賀沼湖岸堤の工事に合わせ、樋管の管理橋及び護岸の整備を行う。	雨水管布設工事の進捗率(施工延長/施工予定延長1390m)	%	68	75	85	100	都市基盤
市内ポンプ施設の点検	治水課	753	浸水被害の多い地区の降雨を円滑に排除するために、適正な維持管理を実施して十分その機能を発揮し維持できるようにする。	市内のポンプ施設(22箇所)点検	ポンプ施設(22箇所)点検回数。	回	0	192	192	192	都市基盤
排水施設堆積物撤去業務	治水課	755	道路や宅地内に降った雨を円滑に排除するために、排水施設の調査及び堆積物撤去工事を行い、十分その機能を発揮できるように維持する。	調整池、排水路、管渠等の堆積物撤去工事	調整池、排水路、管渠等の堆積物撤去工事箇所数	箇所	0	20	20	20	都市基盤
排水施設の草刈業務	治水課	756	草刈り等を実施することで有効な流水断面を確保し、良好な状態を維持及び河川環境を保全する。	排水施設周辺の環境を保全するために、定期的な草刈を行う。	草刈面積	ha	0	16.7	16.7	16.7	都市基盤

排水施設維持補修工事	治水課	760	道路や宅地内に降った雨を円滑に排除するために、排水施設の維持補修工事を行う事で、十分な機能を発揮できるように維持する。	排水施設の機能を維持するため、老朽化した排水施設や破損した排水施設の維持補修の工事を行う。(市内全域・随時)	維持補修工事の箇所数。	箇所	0	35	35	35	35	都市基盤
金谷排水機場ポンプの点検	治水課	761	浸水被害の多い地区の降雨を円滑に排除するために、適正な維持管理を実施して十分な機能を発揮し維持できるようにし、金谷排水機の長寿命化を図る。	我孫子我孫子市北部地区で甚大な浸水被害を防ぐため、ポンプ施設の点検を行うとともに、長寿命化計画の策定し、老朽化した施設等の維持修繕及び更新工事を実施していく。	排水機場のポンプ施設点検の進捗率。 金谷排水機の長寿命化修繕計画策定の進捗率	%	0	100	100	100	100	都市基盤
緊急浸水対策事業	治水課	1537	市内全域における浸水箇所の浸水被害を軽減させる。	市内全域において、常襲的な浸水被害発生地又近年の突発的な集中豪雨により浸水被害が発生した地域の雨水排水施設の改修及び浸水対策施設の設置等を行う。	緊急浸水対策箇所数	箇所	0	5	5	5	5	都市基盤
天王台地区の整備(天王台6丁目地区浸水対策事業)	治水課	1781	天王台6丁目の浸水被害を軽減させる。	天王台6丁目は、局部的にすり鉢状の地形をしており、且つ下流側のJR成田線の横断管の排水能力が小さいため、大雨時には雨水排水が集中し、常襲的に浸水被害を引き起こしている。このため、雨水排水施設の整備を行い、水害の軽減を図る。令和2年度に事業完了。	雨水幹線整備後の復旧工事の進捗率	%	90	100	0	0	0	都市基盤
柴崎排水区の整備(柴崎幹線整備事業)	治水課	2162	市街地での浸水被害の発生を防止するため、計画的に幹線排水路の整備を進めるとともに、施設の適切な維持管理を行う。	柴崎排水区の下流部では、周辺を高台に囲まれている地形であることから雨水幹線の排水能力不足に起因し、浸水被害が常習的に頻発している。このことから、雨水幹線の排水能力向上を目的とし、既存の雨水管を改修する。	雨水幹線整備工事の進捗率(施工延長/施工予定延長(約1180m))	%	2	5	10	18	18	都市基盤
雨水排水施設台帳の整備	治水課	2164	雨水排水施設台帳のシステム化を行い、計画的な改築・更新・維持管理を行う。	下水道事業公営企業会計への移行に伴い、下水道台帳管理システム・固定資産台帳システムが導入されることから、雨水排水施設についても市内の既存施設の調査を行い、雨水排水施設台帳システムを構築し毎年最新の排水施設データに更新することにより計画的な改築・更新・維持管理を行う。	雨水排水施設台帳の作成の進捗率	%	0	100	100	100	100	都市基盤

下水道ストックマネジメント事業(雨水)	治水課	2222	公共下水道施設のすべてを対象とし、将来にわたって適切に維持管理、改築、修繕を行っていくためストックマネジメント計画を策定し実施すること。	ストックマネジメントに基づく予防保全型の施設管理を実現するため、明確かつ具体的な施設管理の目標を設定し、リスク検討に基づく点検・調査計画及び修繕・改築計画を策定する。また、これらの計画を実行し、評価、見直しを行うとともに施設情報を蓄積し、ストックマネジメントの精度向上を図る。具体的には、①導入準備、②施設情報の収集、整理、③施設管理の目標設定、④リスクの検討、⑤点検・調査計画の策定及び実行、⑥修繕・改築計画の策定及び実行、⑦評価の見直しという工程となる。なお、汚水事業(下水道課)、雨水事業(治水課)の計画策定を同時に行う。	雨水幹線の点検調査業務委託の進捗率	%	0	100	100	100	100	都市基盤
---------------------	-----	------	--	--	-------------------	---	---	-----	-----	-----	-----	------

●雨水貯留タンク・浸透施設の普及促進

事務事業名(個別事業)	課名称	事務事業コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値(令和元年度末)	令和2年度目標値	令和3年度目標値	最終目標値(令和4年度末)	施策分野
開発等への雨水流出抑制指導	治水課	751	浸水被害の起こりにくくまいとする為、雨水流出抑制施設の設置を指導し普及に努める。	我孫子市開発等に伴う排水計画技術基準(雨水編)に基づき、排水放流申請に対する指導・回答・検査を実施する。	排水放流申請の回答率。	%	0	100	100	100	都市基盤
雨水貯留タンクの設置補助	治水課	752	雨水貯留タンク設置者への補助制度により設置を促進する事で、雨水の流出を抑制し浸水被害の起こりにくくまいへの意識向上を図る。	雨水貯留タンク設置予定者からの申請を審査し、設置後に検査を行って補助金を交付する。	雨水貯留タンクの累積設置基数	基	594	610	626	642	都市基盤
雨水浸透施設の普及促進	治水課	1976	「我孫子市雨水浸透施設設置推進要綱」に従って雨水浸透施設設置届の提出を指導すること、浸透施設の普及が促進し、都市型水害の軽減を図る。	建築確認を受けて建築物を新築するときには、「我孫子市雨水浸透施設設置推進要綱」に従って敷地内に雨水浸透施設を設置するよう努めること及び設置届の提出が必要なることを指導する。	雨水浸透施設設置届出件数/建築物の新築件数。	%	0	100	100	100	都市基盤

●避難体制の整備

事務事業名(個別事業)	課名称	事務事業コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値(令和元年度末)	令和2年度目標値	令和3年度目標値	最終目標値(令和4年度末)	施策分野
自治会活動助成事業	市民活動支援課	179	自治会の地域住民相互の交流・親睦や地域の課題解決などの取り組みの充実を図る。	自治会活動助成金 自治会活動に対し、1世帯300円の助成金の交付をする。	全世帯のうち自治会加入世帯の割合	%	71	72	80	80	市民活動

災害予防・初動対策事業	市民安全課	333	<p>災害予防対策として、既往水害地域の浸水防止工事を実施する者に助成を行う。</p> <p>台風や豪雨、大地震の被害から生命・財産を守り、安全な避難に繋げるため、ハザードマップを作成し全世帯に配布する。</p> <p>また、気象情報の把握及び市民に情報提供することにより、災害時の被害の軽減を図る。</p> <p>国の被災者支援生活再建支援制度の対象とならない世帯の支援を行う。災害時の通信手段として確実性の高いメールシステムを構築する。</p>	<p>大雨により戸建住宅、店舗、事務所等に浸水被害を受けた方が、浸水防止等の対策をする者に対して助成金を交付し、浸水による被害の軽減を図る。また、千葉県被災者生活再建支援事業により、国の被災者支援生活再建支援制度の対象とならない世帯の支援を行う。</p> <p>全ての自然災害に対応した「あびこハザードマップ」や、洪水時の避難に特化した「あびこ洪水避難情報ハザードマップ」を各世帯に配布し、大地震や洪水時の安全な避難行動や防災対策を広く周知する。</p> <p>地震や台風など大規模災害時や集中豪雨等の突発的災害時における応急対応体制の迅速な確立を図るため、気象情報等を的確に把握するとともに、通信手段として確実性の高いメールの連絡手段を確保することにより、被害の軽減に努める。</p> <p>避難行動要支援者台帳システムを活用し、要支援者情報の把握と共有を図る。</p> <p>物資・食糧等の供給、避難場所などの施設の提供応援協定等の締結を行う。(米穀「JA」、コンビニエンスストア、トイレメーカー、資機材レンタル、社会福祉施設など)</p>	97%	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理
成年後見制度利用の支援	社会福祉課	357	<p>誰もが住みなれた地域で自分らしく安心して生活していくために、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分ではない状態になった場合でも、その人の権利が守られ、意思を尊重した支援を受けられることができるよう、権利擁護の仕組みの一つである成年後見制度の利用促進を図る。</p>	<p>成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき策定した「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、社会福祉協議会の「あびこ後見支援センター」、高齢者支援課、障害福祉支援課、市民団体等と連携し、成年後見制度の普及および利用促進を図る。生活相談担当窓口における相談の中で、成年後見制度の利用が必要と考えられる場合においては、担当課と連携し、適切な制度利用につなげる。</p> <p>【政策】 今後、高齢化が進み、認知症となる高齢者の増加や障害のある方の重度化・重複化等により、制度利用者の更なる増加が予想される。専門職の後見人では賅えなくなることが想定されており、それに代わる担い手として市民後見人の育成が望まれている。講座を実施し、市民後見人の育成を図る。</p>	0人	5	5	5	市民後見人養成講座の受講者数	健康福祉
けやきプラザ1階の施設運営	社会福祉課	2260	<p>けやきプラザ1階の施設を有効活用するにあたり、市民の暮らしが豊かで便利になるよう、施設の運営、管理をする。</p>	<p>平成30年度に策定した「けやきプラザ1階の活用方針」に基づき、婚活事業、子どもの学習支援事業、子ども食堂活性化事業、フリースペース「手賀沼のうなぎさん家」として活用している。</p> <p>平成31年度からけやきプラザ1階の管理主体は、市民生活支援課から社会福祉課に移行していたが、令和2年度から予算を含めて完全に移行することとなったため、事務移管を行った。</p>	100%	100	100	100	避難訓練への参加率	市民活動
老人福祉センターの運営	高齢者支援課	496	<p>高齢者が主に利用する施設であり、情報交換、健康の増進を目的に家に閉じこもりがちな高齢者の利用促進を図る。</p>	<p>○老人福祉センターに指定管理者制度(施設管理・運営業者を公募により選定する制度)を導入している。 ○指定管理者による民間事業者のノウハウを活用して質の高いサービスを提供する。また、経費の削減を図る。 ○経年劣化した施設の更新及び修繕を実施し、施設の長寿命化を図る。</p>	246人	300	300	300	1日当たりの平均利用者数	健康福祉

成年後見制度 利用への支援	高齢者支 援課	532	認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者などの判断能力の不十分な要支援者の保護を図り、自己決定権の尊重とその有する能力を活用することにより、自立した日常生活が営むことが出来る環境整備の実現を図る。	○認知症高齢者、知的障害者または精神障害の状態にあるため判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障があり、成年後見人等の支援が必要であるが、後見等開始の審判について、家庭裁判所に申し立てを行う親族がいない、あるいは虐待により親族の申し立てが不可能な場合等に、市長による申し立てを行い、高齢者等の生活を支援する。 ○市長申し立てで低所得のため成年後見人等の報酬の支払いが不可能な被後見人等や、市長申し立て者以外で第三者を成年後見人等としている生活保護の受給者等である被後見人等に対し報酬のための事業に協力する。 ○市民後見人養成のための事業に協力する。	市での成年 後見申立を 必要とする 高齢者の制 度利用率	100	100	100	100	健康福祉
あらかぎ園の維持 管理	あらかぎ園	2194	市の生活介護事業所として利用者にとり社会生活や日常生活に必要な知識や態度・習慣の獲得をより効果的に支援するための施設としての維持管理をする。	効率的に支援また利用者にとってより良い環境のもと利用できるように施設の改修修繕、設備の保守点検、清掃委託、草刈委託等を実施する。 令和2年度 本館屋上・外壁等改修工事設計 令和3年度 本館屋上・外壁等改修工事、食堂棟換気・空調設備工事 令和4年度 食堂棟屋上・外壁等改修工事設計、本館及び食堂棟老朽化に伴う設備工事設計(給水・排水、防災、電気、ガス)、本館換気・空調設備設計、本館トイレ等改修設計	施設の維持 管理率(修 繕・工事実 施箇所/ 必要修繕・ 工事個所)	100	100	100	健康福祉	
子どもの居場所 づくり	子ども支援 課	1081	子どもたちが安心してのびのびと遊ぶことのできる地域環境を整えることにより、子どもたちが自主性、社会性、創造性などの様々な能力を自然に伸ばし生きる力を身につける。	放課後等に子どもたちが安全・安心に過ごすことのできる環境を整備し、地域の方の協力を得て、異年齢間の交流や様々な体験を通して子どもを育てる。 なお、公営・民営に関わらず人員配置等よりよい運営に努める。	全あびっ子 クラブ登録 児童数/ 全小学校 在籍児童 数	59	58.6	60	健康福祉	
学童保育室の 運営	子ども支援 課	1350	共稼ぎやひとり親家庭等の児童の放課後を安全で豊かなものにし、児童の健全な育ちと働く親の就労を支援する。全ての子どもを対象とした「活動の場」であるあびっ子クラブ(子どもの居場所事業)との一体的な運営を図りながら事業を推進する。	市内13小学校区内に学童保育室を設置し、共働き等で放課後に保護者がいない小学生を受入れ、生活指導や集団生活を通した保育を行う。 なお、公営・民営に関わらず、人員配置等よりよい運営に努める。	登録児童 数(1026 人)/定員 数(1,035 人)	88	99	96	健康福祉	

市立保育園の地域子育て事業	保育課	557	公立保育園において、在宅で子育てしている親が実施事業を通じて集団での遊びの提供を受けたり、育児相談等を利用して子育てに関する不安を解消することができる、子育てに適した地域環境づくりを推進する。	家庭で子育てしている親子を対象に、公立保育園3園の保育士が、公共施設に向く「けやきキッズ」は、体操やリズム遊びのほか、正月遊びや雛人形の製作など季節に応じた遊びを通して親子の交流を深め、子育て相談にも応じている。また、公立保育園3園の園庭を定期的に開放する(園庭開放「ひだまりっこ」)。利用したい親子は自由に遊んだり集会などに参加し集団遊びを体験できる。園児や親同士の交流を図るとともに必要に応じて育児相談を受けられる。平成28年度5月より市内在任の就学前児童とその保護者や出産を控えている方を対象に「マイ保育園ひろば」事業を開始。地域の子育て支援の充実を目的に各園午前10時から11時まで、年10回実施。登録制で登録・参加費は無料。	園庭開放・マイ保育園の利用者数	人	2,024	2,030	2,035	2,040	健康福祉
子育て支援拠点事業	保育課	561	子どもが安全に遊べる場を設け、親同士及び子ども同士の交流を図る。	市内の就学前の子どもと保護者を対象とした施設を設置。施設には相談員を配置して、遊びのサポートや子育て講座などを実施する。利用者支援専門員や、保育課心理相談員、子育て支援センター情報担当と連携して、子育て相談や、子育て情報の提供を行っている。絵本や遊具、畳のスペースを備え親子が安心して安全に遊べる場を提供するとともに、親同士が子育てについての情報交換が出来るよう配慮し、子育ての楽しさを味わえるようにしている。また、家族全体で育児を楽しめるような講座を実施し、父親の育児参加を促していく。公園や公共施設に施設の相談員等が出向き、子どもや親同士の交流を支援する出前保育を実施する。施設の設定場所は、我孫子地区に市内の子育て支援施設の拠点となる「にっこ広場」、天王台地区に「すくすく広場」、湖北台地区に「わくわく広場」、布佐地区に「すこやか広場」	利用者数	人	46,787	55,000	55,000	55,000	健康福祉
市立保育園運営事業	保育課	567	児童福祉法に規定する、保育を必要とする児童の保育を実施し、保育所保育指針に基づき児童の健全な育成を行う。	市立保育園(つくし野・春・湖北台)において保育を実施する。入園児童にかかる保育業務(入園事務、保育料の決定、徴収、保育園の管理・運営・指導・保育・栄養・保健指導、一時的保育等)を行う。臨時職員や人材派遣を活用し保育を実施する。臨床心理士による気になる子の早期発見、保護者に対する相談対応等を行う。	保育を必要とする児童の入園率	%	100	100	100	健康福祉	
市民体育館管理運営	文化・スポーツ課	2058	市民体育館の管理運営について、指定管理者制度の継続等をおして施設の適切な管理運営を図る。	市民体育館管理運営を指定管理者と連携して行う。	設備点検回数	回	12	12	12	生涯学習	

●水防体制の強化

事務事業名 (個別事業)	課名称	事務 事業 コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値 (令和元 年度末)	令和2年 度目標値	令和3年 度目標値	最終目標 値(令和4 年度末)	施策分野
消防団の水防 活動	警防課	957	大雨や洪水等の水災害に從 事する。また、水災害に対応す るための技術、知識を習得さ せ、消防署を含め関係機関と スムーズな連携が出来る団員 を育成し、組織活動の基礎を 固め効果を上げる。	台風や大雨等による災害が起こりうる状況時に速やかに出動 し警戒することは、災害を未然に防ぎ、結果市民の生命、財 産を守ることが出来る。 毎年、風水害の出水期に合わせて柏市との共催による水防演 習を行い、水防工法を身につけ、河川の氾濫や増水に備え る。 また、各訓練を通して自己及び他人を守るための安全管理も 併せて身に付けさせる。 なお、訓練については、団員の退入団により毎年団員編成が変 わるため継続実施する。	水防出場 中の業務遂 行達成数 (出動回数 /業務達 成数)	%	100	100	100	100	防災・防 犯・危機 管理

1-5 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態

●宅地の耐震化

事務事業名 (個別事業)	課名称	事務 事業 コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値 (令和元 年度末)	令和2年 度目標値	令和3年 度目標値	最終目標 値(令和4 年度末)	施策分野
宅地耐震化推 進事業	市街地整 備課	2253	変動予測調査を行い住民への 情報提供等を図るとともに、必 要な際には防災区域の指定等 及び対策工事等を行うことで、 大地震時等における滑动崩落 による宅地被害の軽減を図る。	○変動予測調査 ・第一次スクリーニング(大規模盛土造成地マップの作成、宅 地カルテの作成)を国が実施し、大規模盛土造成地マップを 市が公表する。 ・第一次スクリーニングにより抽出された大規模盛土造成地 を、計画的かつ効率的に第二次スクリーニングするための第 二次スクリーニング計画(基礎資料の整理、現地踏査、優先 度評価)を作成する。 ・第二次スクリーニング計画に基づき、必要に応じて第二次ス クリーニング(地盤調査、安定計算)を行い、滑动崩落のおそ れのある大規模盛土造成地を抽出する。 ・第二次スクリーニングより滑动崩落のおそれのあると評価し た大規模盛土造成地においては、居住者やその他の影響を 判断し、必要な際には防災区域の指定等を行う。 ○大規模盛土造成地滑动崩落防止事業	第二スク リーニン グ調査 率 第二スク リーニン グ計 画の作成 の達成率	%	—	—	10	20	防災・防 犯・危機 管理

●土砂災害防止対策の推進

事務事業名 (個別事業)	課名称	事務事業 コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値 (令和元 年度末)	令和2年 度目標値	令和3年 度目標値	最終目標 値(令和4 年度末)	施策分野
手賀沼沿い斜面 林維持管理	公園緑地 課	786	手賀沼沿いの斜面林を公園や 緑地として保全することにより、 手賀沼の原風景を確保すると ともに市民にやさらぎや憩いの 場を提供する。	「手賀沼沿い斜面林保全条例」に基づき、地権者の理解と協 力を得ながら指定の拡充を図る。管理費の助成など指定緑 地の所有者に対すする支援を行なうとともに取得した緑地にお ける適切な維持管理を図る。	指定及び取 得した斜面 林面積	ha	5.5	6.7	7	7	防災・防 犯・危機 管理

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

●外国人に対する防災知識の普及・啓発

事務事業名 (個別事業)	課名称	事務事業 コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値 (令和元 年度末)	令和2年 度目標値	令和3年 度目標値	最終目標 値(令和4 年度末)	施策分野
在住外国人支 援事業	企画課	7	在住外国人が快適に日常生 活を送れるよう支援を行う。	地域の国際化や外国人も暮らしやすいまちの実現に向けて活 動している我孫子市国際交流協会(AIRA)に、外国人のた めに必要な次の支援業務を委託する。 ○日本語教室の開催業務 ○窓口や電話で市内に在住・在勤・在学の外国人からの相 談を受ける外国人相談窓口業務 ○通訳の派遣を行う外国語通訳派遣業務 ○簡易文書の翻訳を行う翻訳業務	外国人のた めの日本語 教室開催 数	回	62	68	68	68	市民活動

● 自主防災活動の促進

事務事業名 (個別事業)	課名称	事務事業 コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値 (令和元 年度末)	令和2年 度目標値	令和3年 度目標値	最終目標 値(令和4 年度末)	施策分野
自主防災組織 育成事業	市民安全 課	330	自主防災組織の新規結成の 推進拡充と、災害時における 自助、共助の意識を高め、地 域住民の連携で避難、救護、 救助、初期消火などが行える 地域の地域防災体制をつくり 被害の軽減、応急復旧や生活 支援の円滑化を図る。 また、「防災士及び災害救援 ボランティア育成事業」と連携し て進める。	自主防災組織未結成の自治会に対して、文書による結成依 頼及び自主防災組織連絡協議会の会議等を通して結成に 伴う手続きや重要性などの説明を行い、結成を呼び掛ける。 なお、「我孫子市自主防災組織整備事業資器材及び助成金 交付要綱」に基づき、新規結成した自主防災組織には50万 円相当の防災資器材を交付し、設立から25年以上が経過 し、かつ直近の3箇年において継続して防災訓練を実施して いる自主防災組織には30万円を限度に資器材を交付する。 また、資器材保管倉庫用地借り上げ経費に対し19,440 円以内を助成する。 また「防災士及び災害救援ボランティア育成事業」として、地域 の自主防災活動への支援や防災リーダー・ボランティアを育 成のため、防災士に対しては40千円、災害救援ボランティア に対しては9,2千円を上限として助成を行う。	自主防災 組織数	組 織	135	136	137	138	防災・防 犯・危機 管理

● 防災訓練の実施

事務事業名 (個別事業)	課名称	事務事業 コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値 (令和元 年度末)	令和2年 度目標値	令和3年 度目標値	最終目標 値(令和4 年度末)	施策分野
市民活動ス テーションの管 理	市民活動 支援課	171	市民活動ステーション指定管 理者が実施する施設運営(市 民公益活動支援事業を含む) を監理し、市民のまちづくり活 動の活性化を図れるようにす る。	○指定管理者により施設の管理運営及び市民公益活動支 援事業を行う。 ＜施設＞開館時間:9時～21時(第2・4月曜日と年末年始 は休館)夜間(17時以降)予約制。 ・会議スペース(2)、オープンスペース、作業室、印刷機、コ ピー機、備品ロッカー、メールボックス、パソコン、私書箱。 ・コミュニケーションオフィス、掲示板、図書の貸出・閲覧による情報 提供。 ＜市民公益活動支援事業＞ ・市民公益活動に関する相談(市民活動インテンションシップ、子 どもを対象としたボランティアNPO体験事業など)、市民公益 活動の参加促進(市民のチカラまつり、市民・団体向け講座 の実施)、市民公益活動に関する情報発信や交流事業など。	けやきプラ ザでの防災 訓練への参 加率	%	100	100	100	100	市民活動

防災訓練の実施	市民安全課	335	訓練は、防災対策の強化、防災意識の高揚及び災害時における市民の的確な判断や行動力の向上を図るとともに、防災関係機関、ボランティア等の連携を図ることを目的に実施する。また、大規模震災初動体制計画の円滑な運用の検証をする。	防災訓練は、日頃から減災への備えに努めることを目的とし、「東日本大震災」の教訓を生かせる、より実効性のある訓練を実施することにより災害時の被害を軽減する。 具体的な訓練として、総合防災訓練、避難所運営訓練、職員習熟訓練を行う。 ○総合防災訓練は、救護訓練、救出訓練などにより、関係機関との協力・市民の意識啓発を行い、訓練を実施する。 ○避難所運営訓練では、実際に避難所となる小学校で、各学区内の自治会を対象に受付、トイレ組立等の住民参加型の訓練を実施する。 ○職員習熟訓練では、全職員を対象に参集メール配信システムを利用して、安否確認、情報収集訓練を実施する。	訓練参加人数	人	373	1,000	1100	1250	防災・防犯・危機管理
---------	-------	-----	---	--	--------	---	-----	-------	------	------	------------

●避難体制の整備

事務事業名 (個別事業)	課名称	事務事業コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値 (令和元年度末)	令和2年度目標値	令和3年度目標値	最終目標値 (令和4年度末)	施策分野	
自治会活動助成事業	市民活動支援課	179	自治会の地域住民相互の交流・親睦や地域の課題解決などの取り組みの充実を図る。	自治会活動助成金 自治会活動に対し、1世帯300円の助成金の交付をする。	全世帯のうち自治会加入世帯の割合	%	71	72	80	80	市民活動	
災害予防・初動対策事業	市民安全課	333	災害予防対策として、既往水害地域の浸水防止工事を実施する者に助成を行う。 台風や豪雨、大地震の被害から生命・財産を守り、安全な避難に繋げるため、ハザードマップを作成し全世帯に配布する。また、気象情報の把握及び市民に情報提供することにより、災害時の被害の軽減を図る。国の被災者支援生活再建支援制度の対象とならない世帯の支援を行う。災害時の通信手段として確実性の高いメールシステムを構築する。	大雨により戸建住宅、店舗、事務所等に浸水被害を受けた方が、浸水防止等の対策をする者に対して助成金を交付し、浸水による被害の軽減を図る。また、千葉県被災者生活再建支援事業により、国の被災者支援生活再建支援制度の対象とならない世帯の支援を行う。 全ての自然災害に対応した「あびこハザードマップ」や、洪水時の避難に特化した「あびこ洪水避難情報ハザードマップ」を各世帯に配布し、大地震や洪水時の安全な避難行動や防災対策を広く周知する。 地震や台風など大規模災害時や集中豪雨等の突発的災害時における応急対応体制の迅速な確立を図るため、気象情報等を的確に把握するとともに、通信手段として確実性の高いメールの連絡手段を確保することにより、被害の軽減に努める。 避難行動要支援者台帳システムを活用し、要支援者情報の把握と共有を図る。 物資・食糧等の供給、避難場所などの施設の提供応援協定等の締結を行う。(米穀「JA」、コンビニエンスストア、トイレメーカー、資機材レンタル、社会福祉施設など)	安否確認・参集メールへ登録の徹底	%	97	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理

成年後見制度利用の支援	社会福祉課	357	誰もが住みなれた地域で自分らしく安心して生活していくために、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分ではない状態になった場合でも、その人の権利が守られ、意思を尊重した支援を受けられることができるよう、権利擁護の仕組みの一つである成年後見制度の利用促進を図る。	<p>成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき策定した「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、社会福祉協議会の「あびこ後見支援センター」、高齢者支援課、障害福祉支援課、市民団体等と連携し、成年後見制度の普及および利用促進を図る。生活相談担当窓口における相談者の中で、成年後見制度の利用が必要と認められる場合においては、担当課と連携し、適切な制度利用につなげる。</p> <p>【政策】 今後、高齢化が進み、認知症となる高齢者の増加や障害のある方の重度化・重複化等により、制度利用者の更なる増加が予想される。専門職の後見人では賅えなくなることが想定されており、それに代わる担い手として市民後見人の育成が望まれている。講座を実施し、市民後見人の育成を図る。</p>	0	5	5	5	5	健康福祉
けやきプラザ1階の施設運営	社会福祉課	2260	けやきプラザ1階の施設を有効活用するにあたり、市民の暮らしが豊かで便利になるよう、施設の運営、管理をする。	平成30年度に策定した「けやきプラザ1階の活用方針」に基づき、婚活事業、子どもの学習支援事業、子ども食堂活性化事業、フリースペース「手賀沼のうなぎさん家」として活用していく。 平成31年度からけやきプラザ1階の管理主体は、市民生活支援課から社会福祉課に移行していたが、令和2年度から予算を含めて完全に移行することとなったため、事務移管を行った。	100	100	100	100	%	市民活動
老人福祉センターの運営	高齢者支援課	496	高齢者が主に利用する施設であり、情報交換、健康の増進を目的に家に閉じこもりがちな高齢者の利用促進を図る。	<p>○老人福祉センターに指定管理者制度(施設管理・運営業者を公募により選定する制度)を導入している。 ○指定管理者による民間事業者のノウハウを活用して質の高いサービスを提供する。また、経費の削減を図る。 ○経年劣化した施設の更新及び修繕を実施し、施設の長寿命化を図る。</p>	246	290	300	300	人	健康福祉
成年後見制度利用への支援	高齢者支援課	532	認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者などの判断能力の不十分な要支援者の保護を図り、自己決定権の尊重とその有する能力を活用することにより、自立した日常生活が営むことができる環境整備の実現を図る。	<p>○認知症高齢者、知的障害または精神障害の状態にあるため判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障があり、成年後見人等の支援が必要であるが、後見等開始の審判について、家庭裁判所に申し立てを行う親族がいない、あるいは虐待により親族の申し立てが不可能な場合等に、市長による申し立てを行い、高齢者等の生活を支援する。 ○市長申し立てで低所得のため成年後見人等の報酬の支払いが不可能な被後見人等や、市長申し立て者以外で第三者を成年後見人等としている生活保護の受給者等である被後見人等に対し報酬の扶助を行う。 ○市民後見人養成のための事業に協力する。</p>	100	100	100	100	%	健康福祉

あらき園の維持管理	あらき園	2194	市の生活介護事業所として利用者にとり社会生活や日常生活に必要な知識や態度・習慣の獲得をより効果的に支援するための施設としての維持管理をする。	効率的に支援また利用者にとってより良い環境のもと利用できるように施設の改修修繕、設備の保守点検、清掃委託、草刈委託等を実施する。 令和2年度 本館屋上・外壁等改修工事設計 令和3年度 本館屋上・外壁等改修工事、食堂棟換気・空調設備工事 令和4年度 食堂棟屋上・外壁等改修工事設計、本館及び食堂棟老朽化に伴う設備工事設計(給水・排水、防災、電気、ガス)、本館換気・空調設備設計、本館トイレ等改修設計	施設の維持管理率(修繕・工事実施箇所/必要修繕・工事箇所)	%	100	100	100	100	健康福祉
子どもの居場所づくり	子ども支援課	1081	子どもたちが安心してのびのびと遊ぶことのできる地域環境を整えることにより、子どもたちが自主性、社会性、創造性などの様々な能力を自然に伸ばし生きる力を身につける。	放課後等に子どもたちが安全・安心に過ごすことのできる環境を整備し、地域の方の協力を得て、異年齢間の交流や様々な体験を通して子どもを育む。 なお、公営・民営に関わらず人員配置等よりよい運営に努める。	全あびっ子クラブ登録児童数/全小学校在籍児童数	%	59	58.6	60	60	健康福祉
学童保育室の運営	子ども支援課	1350	共稼ぎやひとり親家庭等の児童の放課後を安全で豊かなものにし、児童の健全な育ちと働く親の就労を支援する。全ての子どもを対象とした「活動の場」であるあびっ子クラブ(子どもの居場所事業)との一体的な運営を図りながら事業を推進する。	市内13小学校区内に学童保育室を設置し、共働き等で放課後に保護者がいない小学生を受け入れ、生活指導や集団生活を通じた保育を行う。 なお、公営・民営に関わらず、人員配置等よりよい運営に努める。	登録児童数(1026人)/定員数(1,035人)	%	88	99	96	95	健康福祉
市立保育園の地域子育て事業	保育課	557	公立保育園において、在宅で子育てしている親が実施事業を通じて集団での遊びの提供を受けたり、育児相談等を利用して子育てに関する不安を解消することができる。子育てに適した地域環境づくりを推進する。	家庭で子育てしている親子を対象に、公立保育園3園の保育士が、公共施設に出向く「けやきっす」は、体操やリズム遊びのほか、正月遊びや雛人形の製作など季節に応じた遊びを通して親子の交流を深め、子育て相談にも応じている。また、公立保育園3園の園庭を定期的に開放する(園庭開放「ひだまりっこ」)。利用したい親子は自由に遊んだり集会などに参加し集団遊びを体験できる。園児や親同士の交流を図るとともに必要に応じて育児相談を受けられる。平成28年度5月より市内在住の就学前児童とその保護者や出産を控えている方を対象に「マイ保育園ひるば」事業を開始。地域の子育て支援の充実を目的に各園午前10時から11時まで、年10回実施。登録制で登録・参加費は無料。	園庭開放・マイ保育園の利用者数	人	2,024	2,030	2,035	2,040	健康福祉

子育て支援拠点事業	保育課	561	子どもが安全に遊べる場を設け、親同士及び子ども同士の交流を図る。	市内の就学前の子どもと保護者を対象とした施設を設置。施設には相談員を配置して、遊びのサポートや子育て講座などを実施する。利用者支援専門員や、保育課心理相談員、子育て支援センター情報担当と連携して、子育て相談や、子育て情報の提供を行っている。 絵本や遊具、量のスペースを備え親子が安心して安全に遊べる場を提供するとともに、親同士が子育てについての情報交換が出来るよう配慮し、子育ての楽しさを味わえるようになっている。また、家族全体で育児を楽しむような講座を実施し、父親の育児参加を促していく。 公園や公共施設に施設の相談員等が出向き、子どもや親同士の交流を支援する出前保育を実施する。 施設の設置場所は、我孫子地区に市内の子育て支援施設の拠点となる「にっこ広場」、天王台地区に「すくすく広場」、湖北台地区に「わくわく広場」、布佐地区に「すこやか広場」	利用者数	人	46,787	55,000	55,000	55,000	健康福祉
市立保育園運営事業	保育課	567	児童福祉法に規定する、保育を必要とする児童の保育を実施し、保育所保育指針に基づき児童の健全な育成を行う。	市立保育園(つくし野・寿・湖北台)において保育を実施する。入園児童にかかる保育業務(入園事務、保育料の決定・徴収、保育園の管理・運営・指導・保育・栄養・保健指導、一時的保育等)を行う。 臨時職員や人材派遣を活用し保育を実施する。 臨床心理士による気になる子の早期発見、保護者に対する相談対応等を行う。	保育を必要とする児童の入園率	%	100	100	100	健康福祉	
市民体育館管理運営	文化・スポーツ課	2058	市民体育館の管理運営について、指定管理者制度の継続等をおおして施設の適切な管理運営を図る。	市民体育館管理運営を指定管理者と連携して行う。	設備点検回数	回	12	12	12	生涯学習	

●学校における防災教育

事務事業名(個別事業)	課名称	事務事業コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値(令和元年度末)	令和2年度目標値	令和3年度目標値	最終目標値(令和4年度末)	施策分野
学校の環境衛生事業	学校教育課	1034	学校において、換気、採光、照明及び保溫を適切に行い、清潔を保つ等環境衛生の維持に努め、必要に応じてその改善を図る。	毎年時期を定めて、学校環境の実態を把握し、基準に示された環境の維持と必要に応じ適切な改善を行うなどの事後措置を講じる。 感染症・熱中症予防対策として消毒液や経口補水液等を配布して対応を図る。 放射線量の測定を校庭5ヶ所の定点測定と、学校敷地内の空間放射線量を測定・確認し、結果をホームページで公表する。 児童生徒が安全に通学できるように必要に応じて通学路に係る機関と連携し点検を行う。 災害時に備え、各学校での防災態勢・防災教育を行う。	基準値内校/全19校	%	53	100	100	100	生涯学習

適応指導教室「ヤング手賀沼」の運営	教育研究所	1074	長期欠席、不登校児童生徒に対し、様々な活動を通して自立を促し、集団への適応力を養う。子ども達の状況や精神状況を踏まえて学校生活への復帰を図る。	ヤング手賀沼に通じている児童生徒の出席率	%	53	60	60	65	生涯学習
-------------------	-------	------	---	----------------------	---	----	----	----	----	------

●情報伝達手段の整備

事業名(個別事業)	課名称	事務事業コード	事業目的	事業内容	指標	単位	現況値(令和元年度末)	令和2年度目標値	令和3年度目標値	最終目標値(令和4年度末)	施策分野
通信インフラの整備	情報政策課	2219	災害発生時のインターネット環境の提供・情報発信のために公衆無線LAN環境を整備する。	○天王台駅南口、手賀沼公園・水の館(自動販売機設置)にて公衆無線LANサービスを提供する。(H29年度整備) ○けやきプラザ、我孫子駅南口にて公衆無線LANサービスを提供する。(H31年度整備) ○近隣センター並木本館及び新木近隣センターにて公衆無線LANサービスを提供する。(R2年度整備) ○駅前、観光施設、防災拠点を中心に利活用を検討し優先順位の高いところから順次整備を進めていく。 ○接続時のリタイア機能を活用し、利用者への効果的な情報発信を行う。	公衆無線LANの整備された数	箇所	5	5	5	5	防災・防犯・危機管理
報道機関への情報提供	秘書広報課	87	報道機関へ適切に情報提供を行うことにより、広く市民に市政への関心と参加を促し、市内外へ市の施策などをアピールする。	○記者会見の実施、会見内容や日程などの連絡調整、資料の送付 ○柏記者クラブや他の報道機関への議会資料などの送付 ○行事予定表の調整と送付 ○訃報の連絡 ○新聞、テレビの広告掲載	情報提供件数	件	290	85	85	85	防災・防犯・危機管理
ホームページの管理・充実	秘書広報課	97	市政に関する情報や市の様々な魅力をインターネットによって、より多くの方に提供するとともに、利用者の利便性をさらに高める。	市の生活に密着した様々な情報を積極的に提供・発信する。掲載情報の充実を図り、常に最新の状態に更新する。さらに、利用者の方々がより見やすく検索しやすいよう、市ホームページ機能の充実を図るとともに、若い世代の定住化に向けた情報を発信する。また、バナー広告を掲載し市の収入源を確保する。	防災情報無線メール配信登録者数	人	12,783	14,000	14,000	14,000	防災・防犯・危機管理
広報の編集・発行	秘書広報課	98	市民と市が行政情報などを共有するため、月2回「広報あびこ」を編集・発行する。	市の施策や事業、市民からのお知らせ等の情報を編集し広報あびこを発行する。(月2回:1日・16日) 配布は、原則、全世帯とし新聞折込により配布。新聞未購読世帯には申出により宅配を行う。市内公共施設に設置し配布を行う。(各行政サービスセンター・近隣センター・公民館・図書館、アピスタ、市民プラザ等) 視覚障害者には、「声の広報」、市内在住外国人には「ニュースレターアビコ」(毎月1回発行)を発行し配布する。 スマートフォンアプリを活用し「広報紙」を配信する。 広報作成及び新聞店への配送は民間委託により実施。	「広報あびこ」の年間配布部数	部	1,128,000	1,225,000	1,225,000	1,225,000	防災・防犯・危機管理

電話システム(P電話)の管理	施設管理課	106	庁舎及び出先機関に設置したIP電話システムの適正な管理と運用を行う。	IP電話システムの保守の実施率	%	100	100	100	100	100	100	防災・防犯・危機管理
防災情報伝達システムの管理運用	市民安全課	338	災害時の効率的情報伝達手段として防災行政無線設備の維持管理並びに運用の充実に努める。	機器点検実施回数	回	2	2	2	2	2	2	防災・防犯・危機管理
小中学校コンピュータ教育の推進	指導課	1415	各小中学校のICT機器を整備し、運用のサポート、保守の充実、情報教育の環境の整備を図る。	教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数	人	9.59	1.3	1.1	1.1	1.1	1.1	生涯学習